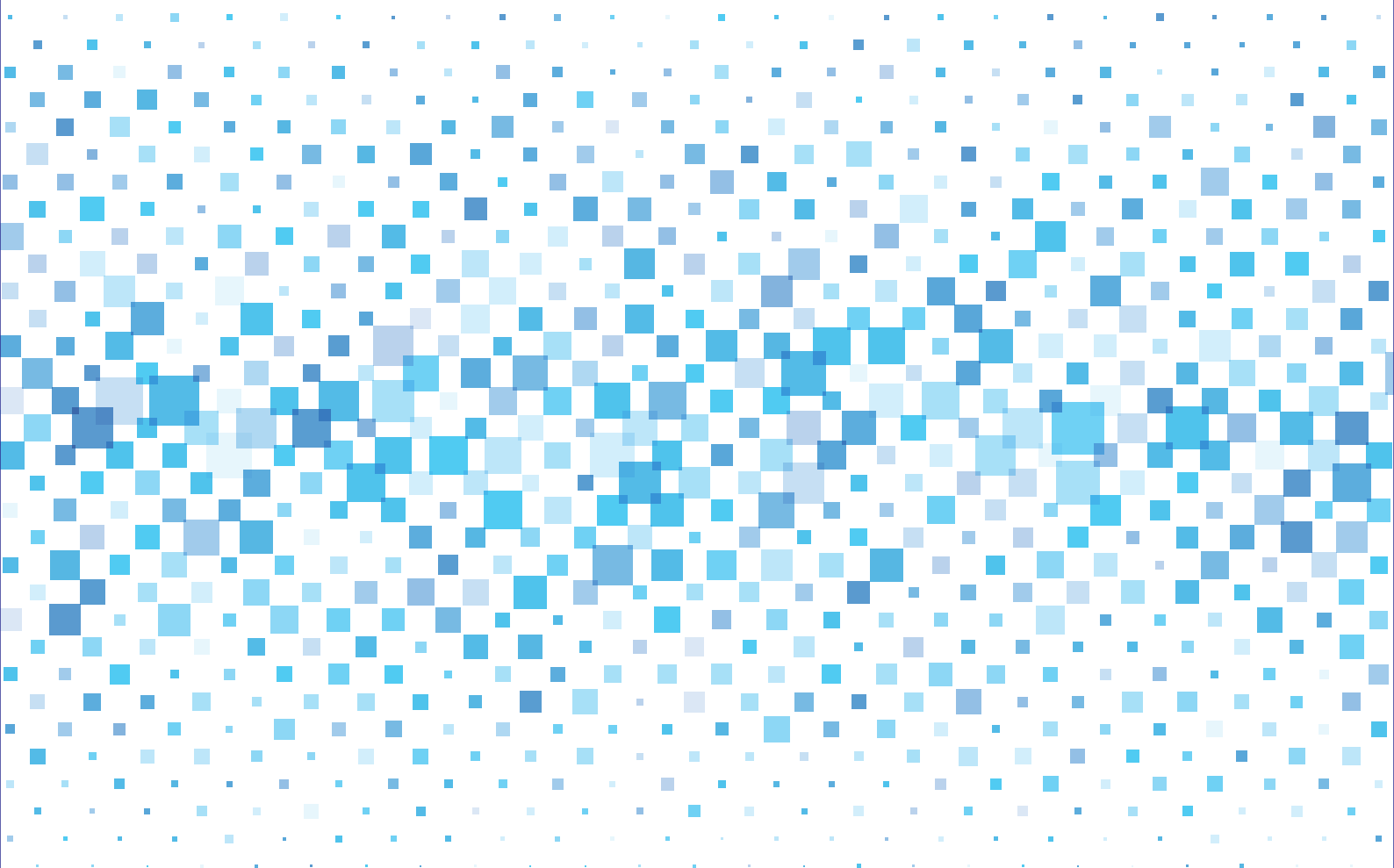


Disclosure 2026

しののめ信用金庫 ディスクロージャー



しののめ信用金庫

Disclosure 2026



理事長 横山 慶一

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
しのため信用金庫への日頃のご支援とご愛顧に対して、厚く御礼申し上げます。

令和7年度の決算につきましては皆さまの温かいご支援とご協力により、預金は54億円増加し、期末残高は1兆518億円となりました。貸出金についても、40億円増加し、期末残高は4,323億円となっております。当期純利益は12億81百万円を計上することができ、収益は安定的に推移しております。日頃の皆さまのご支援に重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の社会・経済環境に目を向けますと、海外動向の不確実性による原油高と円安の進行は物価上昇を招き、お取引企業の企業活動や私たちの生活環境に大きな影響を与えています。

このような社会・経済環境への対策や課題に対して、当金庫はお取引企業の本業支援と金融支援に真摯に取り組むとともに、個人のお客さまにおいても、それぞれのお客さまのニーズにお応えし、最適なご提案ができるよう努めてまいります。

これからも当金庫は、企業理念「愛本位主義」に基づき組織を進化させながら、信用金庫らしい温かみのある活動を積み重ね、お客さまを最もよく知り、かつ最も身近な金融機関として、お客さまと地域の未来に貢献できるよう努めてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

CONTENTS

1 ごあいさつ・目次 (CONTENTS)

2 事業の概況

3 金庫の事業の運営に関する事項

6 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

9 金庫の概要と組織

10 報酬体系について

11 総代会

13 財務諸表

19 経営指標

21 預金・貸出

23 証券・時価情報

26 リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

27 連結決算に関する事項

34 パーゼルⅢ「第3の柱」単体

51 パーゼルⅢ「第3の柱」連結

63 金庫の主要な事業の内容・金庫のあゆみ

64 信金中央金庫～信用金庫の「中央金融機関」～

65 開示項目一覧

66 店舗のご案内

- この冊子に記載の金額はすべて単位未満を切り捨てて表示しております。
- 金額の表示は、単位未満の場合は「0」、該当金額がない場合は「－」と表示しております。

事業の概況

令和7年度の日本経済は、米国の関税政策の影響により物価が想定以上に上昇したものの、個人消費は賃金上昇や雇用の拡大、資産効果などにより底堅く推移しました。一方で令和8年2月以降、中東情勢の緊迫化を受けて原油価格が急激に上昇するなど不確定要因も多く、国内外ともに経済、物価への影響について十分注視する必要があります。

こうした状況において当金庫では、令和7年度も事業先のお客さまに対して、資金繰りや人材不足、事業承継・M&A、創業支援など多岐にわたる経営課題に応じて、最適なソリューションをご提供し、金融支援と本業支援の両面を支援することでお客さまの課題解決や事業の発展に貢献してまいりました。

個人のお客さまに対しては、ライフプランに応じたきめ細やかな各種金融商品のご案内・ご提案活動に継続して取り組みました。平日夜間相談会の開催や休日営業の個人総合相談プラザの運営など、お客さまにご相談いただける機会の拡充を図るとともに、公式スマホアプリである「しのめ信金アプリ+」の積極的なご案内やWEB完結型ローンなど利便性の高いサービスを提供させていただきました。

業績概況(令和7年度)

(1) 預 金

個人預金は前期比1,325百万円(0.15%)の増加、法人預金は前期比8,531百万円(5.01%)の増加となりました。公金預金は前期比4,443百万円(11.27%)の減少となっています。預金合計では、期末残高は5,438百万円(0.51%)増加し1,051,853百万円となり、期中平均残高は前期比584百万円(0.05%)減少し1,058,442百万円となりました。

(2) 貸出金

貸出金残高については、地方公共団体向けの貸出金および住宅ローンは減少しましたが、事業先向けの貸出金が8,309百万円(3.30%)増加したことを要因として、期末残高は、前期比4,084百万円(0.95%)増加し432,372百万円となり、期中平均残高は前期比2,963百万円(0.69%)減少し425,381百万円となりました。

(3) 損 益

① 経常収益及び経常費用

「経常収益」は前期比1,429百万円(11.34%)増加し、14,037百万円となりました。経常収益の増加要因は、貸出金利息が771百万円(13.60%)、預け金利息が232百万円(14.91%)、有価証券利息配当金が551百万円(17.63%)増加したことが要因であり、それぞれ利回りの上昇によるものです。

「経常費用」は前期比2,586百万円(26.05%)増加し、12,514百万円となりました。経常費用の増加要因は、預金金利の上昇により預金利息が1,439百万円(253.52%)増加したことや、来期以降における収益力向上を目的として、低クーポン債を売却して国債等債券売却損を計上したことが主な要因です。

「経常収益」が前期比1,429百万円の増加に対して、「経常費用」が前期比2,586百万円増加したことから、「経常利益」は前期比1,156百万円(43.16%)減益となり、1,522百万円の計上となりました。

② 特別利益及び特別損失

特別損失は固定資産の処分に伴う損失を計上しています。

③ 税引前当期純利益及び当期純利益

「税引前当期純利益」は前期比1,090百万円(43.23%)減少し、1,431百万円となりました。「当期純利益」は「税引前当期純利益」から「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を控除して、前期比328百万円(20.38%)減少し1,281百万円となりました。

④ コア業務純益

令和7年度の「コア業務純益」は、前期比40百万円減少し、2,776百万円となりました。

※金融機関の本業の収益力を表す指標として「コア業務純益」があります(詳細は19頁を参照)。業務純益は信用金庫本来の事業活動によって獲得した利益を把握することと、信用金庫の基本的な収益力を把握するために設けられた利益概念であり、「コア業務純益」はさらに業務純益から一時的な変動要因(一般貸倒引当金繰入額や国債等債券5勘定戻)の影響を控除することで、信用金庫の本来の事業活動のみの利益を把握する指標です。

金庫の事業の運営に関する事項

リスク管理の体制

リスク管理の方針

金融機関を取り巻くさまざまなリスクが一段と複雑化かつ多様化しているなかで、お客さまに安心してお取引いただけるよう、リスク管理体制の確立が不可欠となっております。当金庫では、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクを統合的に管理する部署として、リスク統括部を設置し体制の整備を図っております。

コンプライアンス(法令等遵守)を基盤としたリスク管理の重要性の認識を高め、個々のリスクへの対応力を向上させるとともに、リスクの一元的な把握により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないように適切な管理を行う方針です。

また、適正な収益を確保することによって、自己資本の一層の充実を図り、許容できるリスク量を高め、信用金庫としての社会的使命を全うするに足る基盤づくりに努めてまいります。

審査管理体制

当金庫の信用供与(貸出)において、与信先(債務者)の業況悪化等から当初の約束どおりの利息支払いや元本返済が履行されなくなるリスク(信用リスク)を管理するため、融資審査、債権管理、経営相談、人材育成など多面的な角度から次のように対応しております。

1) 融資審査体制と人材育成

融資審査を担当する融資部は、営業推進部門(営業統括部)の影響を受けない独立した組織構成としており、信用金庫業界全体で収集蓄積されたデータベースを利用した企業信用格付制度の導入や、事業性評価による実態把握などにより、審査体制の充実を図っております。

また、営業・エリア担当の職員に対しては本部審査部門と経営相談部門及び融資集中業務部門における融資トレーニー制度の活用や、OJT、研修会等を通じて、審査能力のレベルアップを図っております。

2) 債権管理及び相談支援業務

経済構造が激変するなかで、お取引先企業の経営改善に向けた経営相談・経営支援の機能を融資部に設置しております。お取引先企業の事業が順調に伸展することにより、結果として信用リスクに係る具体的な管理の実効性が高まるとの認識に基づく対応です。

金融機関の健全性を確保するために、自己資本の充実の状況に応じて適時に必要な行政措置を国が講じる「早期是正措置」制度が導入されております。この制度に適切に対応するために、金融機関自ら資産の査定基準を定めて厳格な自己査定を行い、その結果に基づき、適切な償却・引当を行うことが求められております。当金庫では、早期是正措置はもとより関係法令や会計基準などの枠組みに沿って資産査定基本規程を定めるとともに、資産管理全般を担当する資産管理部を設置しております。資産管理部は厳格な自己査定の実施を統括するほか、劣化したリスク管理債権の早期回収と回収率の向上を図るための任務を担当しております。

3) 貸出資産の自己査定の体制

貸出資産の自己査定は、資産査定統括役員の管理のもと、第一次査定は営業店及び融資部BOC(バックオフィスセンター)が行い、第二次査定は資産管理部が行っております。査定結果の検証を他の部門から独立した監査部が実施する体制とし、牽制機能を確保したうえで規程や基準に従って厳格な自己査定を行っております。

内部監査体制

金庫業務全般に対して、公正かつ客観的立場から、内部管理体制・リスク管理体制の適切性や有効性を検証するとともに、その結果に基づく問題点の改善提言を通じて、金庫業務と資産の健全性・適切性を確保していくために、次のように対応しております。

1) 監査部門の独立性の確保と体制整備

監査部は、他の業務部門から独立した理事長直轄部門とし、十分な牽制機能が働く組織としております。また、監査スタッフの配置には経験等を十分配慮するとともに、金融環境の変化に対応して、内部監査規程の改正整備等を図りつつ、実効性の高い内部監査の実現に向け体制整備と監査機能の充実に努めております。

2) 内部監査

監査部は、事務処理の正確性の確保や不正防止等の観点から実施する事務検査中心の監査にとどまらず、コンプライアンス(法令等遵守)体制が有効に機能しているか、リスク管理が実際に各業務のリスク低減・回避に有効なものとなっているか、また、管理のプロセスに問題はないか等について検証し、問題点の是正・改善を進めることを目的として、全営業店及び本部に対し臨店監査を実施しております。

なお、内部監査結果は経営陣に報告するとともに、内部監査を通じて確認した重大な不備や問題点等については、その発生原因・過程を正確に分析し、改善が必要な場合には改善提言を行って、業務の適切性や効率性の確保・維持に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

遵法の企業風土

1) 信用金庫法に基づいてその使命遂行に徹してまいりました

経営の健全性と公共性にこだわりつつ、長い歳月のなかで健全な企業風土の醸成に努めてまいりました。お取引先との関係は信義誠実な姿勢と節度ある健全な関係を維持し、広く地域の信任を培ってまいりました。これまで、浮利の追求や業績至上主義の路線とは全く無縁で遠く距離を置いて地道な事業を営んでまいりました。

2) 「法を守る者は法によって護られる。」信用を根幹とした第一の条件です

昭和30年代から第6代吉野理事長の遺訓が今なお語り継がれています。これらは多様な場面での業務遂行における大切な判断基準になっています。この言葉の他にも、「顔や権力に屈するな。」「旨い話には乗るな。」「不純なお金は預かるな。」などの遺訓も語り継がれ、これらの伝承啓蒙はいまも弛みなく続けています。

体制整備と啓蒙・実践

1) 新しい時代の要請に応えたコンプライアンス体制の整備に努めています

金融機関経営の公共的責任を踏まえ、経営者自身の責任を明確にするとともに経営体制が法令や規則に準拠して、厳正に機能する企業統治の実現を図ります。そのためコンプライアンス統括役員と統括部署(リスク統括部)を定め、専任担当者を配置しているほか、コンプライアンス委員会の設置と統制体制を強化しています。また、各部店にはコンプライアンス部門責任者・コンプライアンスオフィサーを任命して部門ごとの取組体制を強化するとともに、統括部署にコンプライアンスに関する相談窓口(ホットライン)を設けるなど内部牽制機能も整備しております。また、内部通報に関する規程を制定し、通報者の保護を図っております。

なお、お客さまからの苦情・相談に対応するため「お客さま相談室」を統括部署に設置しております。

2) コンプライアンス体制を整えて指導・統括・研修などを強化しています

しのめ信用金庫はコンプライアンスの取り組みを経営の最重要課題として位置づけ、事業年度ごとに法令等遵守の実践計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、コンプライアンス施策を実施しています。各部門では、四半期に一度全職員がコンプライアンスチェックリストに基づくセルフチェックを実施しているほか、コンプライアンス総括規程やマニュアル等に基づく啓蒙をはじめとして、新しい法令の制定や法令改正に応じた勉強会等に取り組んでおります。

また、統括部署では各部門のコンプライアンスの取組状況等を四半期ごとに確認しているほか、営業店への立入りによるモニタリングを実施し、遵守状況の把握や相談・指導等を通じてコンプライアンス体制の機能強化に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、群馬県金融機関警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度の対応

● 苦情処理措置

苦情につきましては、当金庫営業日に営業店(9時～17時、電話番号は66ページ参照)またはお客さま相談室(8時45分～17時、電話：0120-160-088)にお申し出ください。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出があれば、群馬県弁護士会(電話：027-234-9321)の群馬県弁護士会紛争解決センターや東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

しのもめ信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

当金庫は、新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告や、取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結の措置

当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

当金庫は、新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

サイバーセキュリティ管理態勢

当金庫では、サイバーセキュリティ管理を経営上の重要課題と位置づけ、サイバーセキュリティ管理態勢を強化するため、金庫内にCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置しております。

より安全にお客さまにサービスをご利用いただけるよう、今後もサイバーセキュリティ管理態勢の継続的な強化に努めてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は中小企業等経営強化法の認定支援機関として、対話の実践を通じてお客さまの経営課題を共有し「お客さまの価値創造」と「持続的な事業支援」に向けたサポートに取り組んでおります。地域金融機関として、従来からの金融支援を含めさらに一歩踏み込み、お客さまの経営課題解決に向けた本業支援を強化してまいります。

- ① 当金庫は、お客さまの経営課題が多様化・複雑化している中、課題解決型のコンサルティング機能を発揮し、「お客さまの価値創造」に向け直接的な支援のほか、外部機関や外部専門家とも提携・連携し支援してまいります。
- ② 当金庫は、金融仲介機能の更なる発揮に向けお客さまを確りと見つけニーズや経営課題を十分に把握したうえで、スピード感を持って、最適な解決策を一緒になって考え、円滑な資金供給と柔軟な貸出の条件変更等に真摯に取り組んでまいります。
- ③ 当金庫は、お取引先企業の成長サイクルを知りステージに応じて抱えている経営課題を把握し、経営ビジョンの実現や課題解決に向けた本業支援ソリューションの提供により経営力の向上と「持続的な事業支援」を行ってまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

外部専門機関等との連携を強化し、お取引先企業の販路開拓、海外進出、産学官との連携、補助金申請および生産性改善等の支援を実施しており、お客さまのニーズ・課題解決に向けた支援を強化する態勢整備を行っております。

＜主な連携先＞

- ・信金中央金庫、全国信用金庫協会、関東信用金庫協会、信金キャピタル(株)
- ・経済産業省関東経済産業局、中小企業基盤整備機構関東本部、日本貿易振興機構、(株)日本貿易保険
- ・群馬県、群馬県産業支援機構
- ・群馬大学、高崎商科大学、前橋工科大学、群馬工業高等専門学校
- ・群馬県行政書士会
- ・(一財)民間都市開発推進機構、(一社)前橋まちなかエージェンシー
- ・(株)リバネス 他

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ① 創業・新事業開拓の支援
 - a 各市町村や商工会議所、商工会等との情報交換や連携強化を図り、創業・新事業の開拓支援を行いました。また、日本政策金融公庫との協調商品である、しののめ創業応援ローン「追い風」を取り扱い、創業前後の資金需要に応える体制を整えています。
令和7年度の当金庫主催の創業塾は、令和7年4月から6月まで全8回にわたり開催いたしました。令和7年10月から11月には、増加する受講希望者の要望に応えるため「群馬県よろず支援拠点」との共催にて創業塾の入門編の位置づけで「創業スクール(全4回)」を開催いたしました。

(単位:百万円)

商品名	令和7年度取扱実績		令和8年3月末現在融資残高	
	件数	金額	件数	金額
創業関連保証	—	—	12	34
前橋市起業家独立開業支援資金	37	240	185	904
高崎市創業支援資金	12	57	109	463
群馬県創業者支援資金	—	—	10	28
群馬県創業者支援資金・再チャレンジ資金	37	245	119	508
埼玉県起業家育成資金	—	—	—	—
創業関連資金(当金庫)	10	614	13	872
しののめ創業応援ローン「追い風」(日本政策公庫協調)	—	—	3	7
合計	96	1,156	451	2,816

- b 群馬県における次世代産業の創出と育成を目的に、群馬県・群馬銀行・群馬大学・前橋工科大学・群馬工業高等専門学校・(株)リバネスと連携協定を締結し「ぐんま次世代産業創出・育成コンソーシアム」を設立しており、前年度に引き続き、令和7年7月26日に「第5回ぐんまテックブラングランプリ」が開催され、大学等のアカデミアを中心として9チームのファイナリストによるプレゼンテーションが行われました。県内の産学官金が有機的に連携し、研究機関が有する研究シーズと地域企業が有する高度な研究開発力を素地として、新産業の創出・育成をサポートいたしました。

② 成長段階における支援

当金庫は、コンサルティング機能の発揮による取引先の経営改善支援や地方公共団体、中小企業関係団体との連携によるビジネスマッチング、産学官連携による技術開発支援等を通じた新たな販路獲得等に向けた支援および中小企業診断士、税理士等の知見を活用した収益性や財務等の改善支援を積極的に実施しております。

③ 事業承継・M&Aの取組み

当金庫は、法人営業部内に事業承継M&A支援チームを組成して営業店と協力しながら、中小企業基盤整備機構、群馬県産業支援機構、信金中央金庫、信金キャピタル(株)、しののめキャピタル(株)、TSUNAGU(株)、(株)SNET東京ビジネスコンサルティングおよび専門的な士業の方々との連携も活用し、お客さまの事業承継課題に対しての支援を行っております。

また、日本政策金融公庫との協調商品である、しののめ事業承継応援ローン「TORCH(トーチ)」の取り扱いも行うなど事業承継に係る資金面での支援態勢も充実させております。

④ 有料職業紹介事業の取組み

当金庫は、令和4年10月に有料職業紹介事業の許認可を取得し、有料職業紹介事業に参入し、(株)パソナ、ヒューレックス(株)、パーソルホールディングス(株)、(株)みらいワークス、ポリテクセンター群馬、産業雇用安定センター等と連携し、お客さまの持つ人材における課題に対しての支援を行っております。

また、令和7年9月より、当金庫が企業の人材採用と求職者の就職活動を支援する人材紹介サービスも開始しております。

⑤ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

中小企業活性化協議会や税理士等の外部機関と連携し、具体的な提案および経営改善計画、再生計画策定支援を積極的に行っております。主な取り組みは以下の通りです。

- a 経営相談先の経営改善計画の達成率向上を図るために定期的にモニタリングを実施し、外部専門家と連携した経営改善支援など適宜適切な指導やアドバイス等、お取引先企業の支援を行っております。
- b 再生が必要とされるお取引先企業については、中小企業活性化協議会などと連携を図り取り組んでいます。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

- ① 地域の特色(自然、歴史、文化、風土等)を重んじ、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により、地域社会の発展と地域経済の活性化、市民サービスの向上に資することを目的として「地域活性化に向けた包括連携に関する協定書」を各地方自治体と締結しております。締結先は以下のとおりです。

＜提携先：富岡市、前橋市、安中市、藤岡市、みどり市、下仁田町、高崎市、伊勢崎市＞※締結順

また、前橋市とは令和6年5月9日に「前橋まちなか活性化の取組みに関する連携協定」を締結しました。本協定は中心市街地に関わる事項を対象を絞ることで、より具体的な内容で連携することを目的としています。

- ② 前橋市の中心市街地の活性化を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、マネジメント型まちづくりファンド「前橋まちなかまちづくりファンド」を令和3年3月8日に設立し、令和6年11月15日には第3号案件となる無担保社債(分割制限付少数人私募債)を引受けしました。今後も前橋市が官民協働で策定した「前橋市アーバンデザイン」の対象エリア内における空き家・空き店舗等の地域課題や、地域活性化に向けた取り組みに対する支援を行ってまいります。

- ③ 昭和39年に建設された前橋営業部がリノベーション工事を経て令和4年9月にリニューアルオープンしました。信用金庫としての機能だけでなく、ライブラリーコーナー、コーヒースタンド、ホール等を備え、地域のコミュニティースペースとして生まれ変わり、隣接する広場「つどにわ」では地域の賑わいに繋がる様々なイベントを開催しております。

- ④ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録や、「上野三碑」の世界記憶遺産登録を契機とする地域活性化に取り組んでおります。主な取り組みは以下のとおりです。

- a 世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関連する各種事業性資金など地元の商店街や事業者の取り組みを積極的に支援することを目的とした、地域活性化応援資金「赤れんがローン」及び地場産業応援ファンド「絹の里ファンド」を取り扱っております。
- b 富岡製糸場及び周辺の清掃活動である「リレー・フォー・クリーン2025-2026TOMIOKA・SEISHI」には、多くの職員がボランティアとして参加しました。
- c 富岡市及び周辺地域の地域活性化策として「富岡まちづくりアワード2025」を開催しました。世界遺産を活かしたアイデアを広く募集し、決勝プレゼン大会では、学生部門10チーム、ビジネス部門5チームが地域の魅力を再発見し活力あるまちを創るアイデアを発表しました。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ① お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ② 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
ガイドラインに沿って、どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを丁寧に説明し、それらの内容について記録・保管いたします。

- ③ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

令和7年度の経営者保証に関するガイドラインの取組み状況については、以下のとおりです。

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	3,529件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合	60.67%
保証契約を解除した件数	75件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

金庫の概要と組織

概 要	名 称	しののめ信用金庫
	所 在 地	群馬県富岡市富岡1123
	創 立	1925年(大正14年)6月25日

役員一覧 (令和8年6月末日現在)

理事長 横山 慶一（代表理事）※1

専務理事 長谷川 登（代表理事）

常務理事 神宮 勝巳（代表理事）

常勤理事 山田 恵弘

常勤理事 高坂 豊

常勤理事 櫻井 稔

常勤理事 高間 寛

常勤理事 田村 光広

理事 三原 豊章 ※1

理事 根岸 淳 ※1

常勤監事 廣澤 英樹

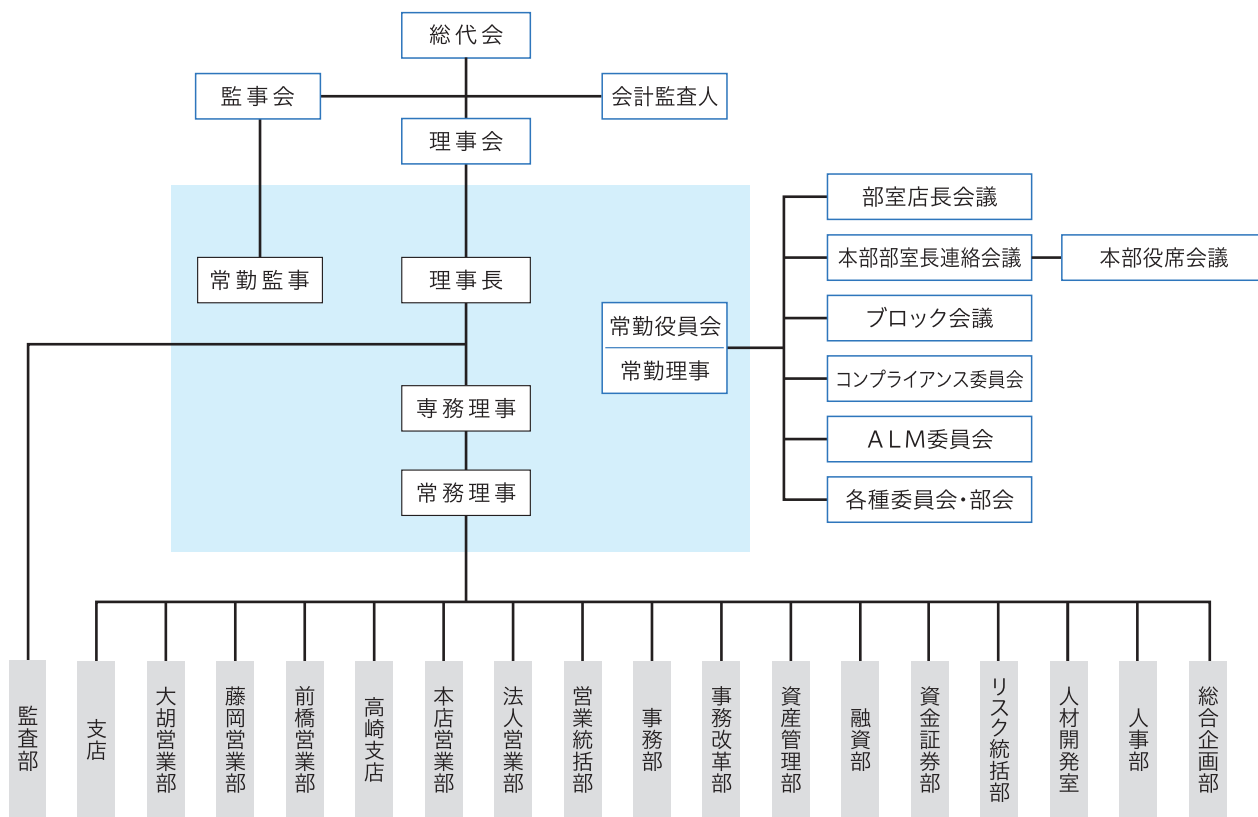
監 事 塚 田 宏 ※2

監 事 小 林 馨

※1 横山慶一、三原豊章、根岸淳は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界の申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 塚田宏は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図（令和8年6月末日現在）



報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用させる退職慰勞金の支払いに関して、主としてその金額の決定方法等を規程で定めております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	163

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」139百万円、「退職慰勞金」24百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

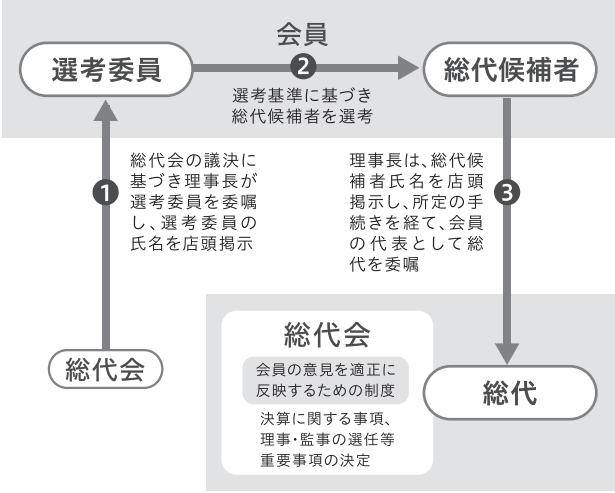
しかし、当金庫の会員数は61,131名(令和8年3月31日現在)とたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の皆さまの中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

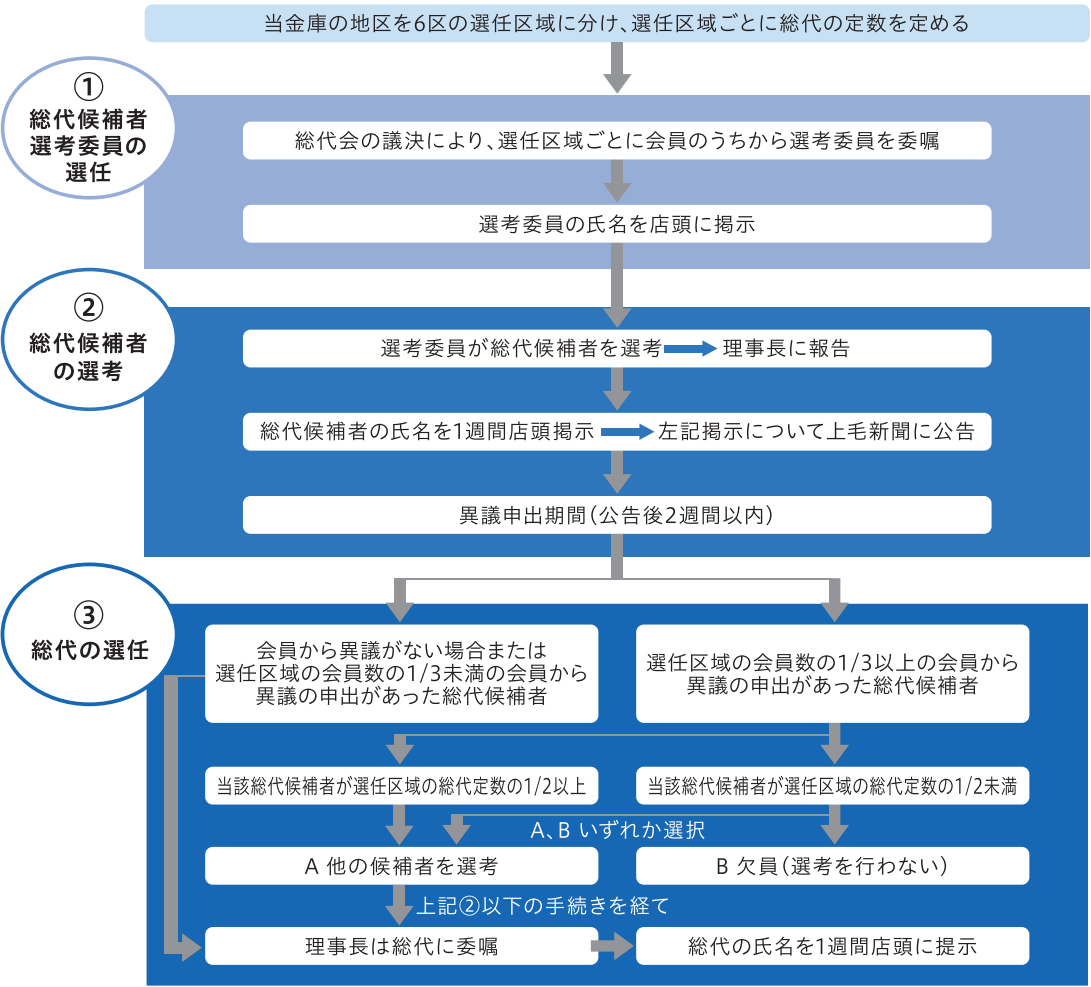
また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員の皆さまからの意見聴取※やお客さま方で構成される組織・サークルなどの活動において、ご要望などを確認するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

※会員からの意見聴取といたしまして、意見・要望の投書用紙を店頭に設置、電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動の実施などを通じて、会員の意見を経営に反映させております。

総代会は、会員の皆さま一人ひとりの意見を適正に反映するためのひらかれた制度です



総代が選任されるまでの手続き



●上記フロー図は、当金庫定款において定める総代選任手続きに基づいております。

総代とその選任方法

● 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、140人以上210人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準^(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

(注) 総代候補者選考基準

1. 地域においてその事情に精通し、貢献度も高く、信望の厚い方
2. 地域の産業、経済、文化の発展に関心をもち指導的立場にある方
3. 良識ある判断力と行動力を有し、総代として十分活動ができる方
4. 人格、識見に優れ、地域金融の重要性を理解し、金庫の存立と発展に寄与できる方

5. 金庫の使命と経営理念に共感し、経営方針への理解も深く、協同組織性の理解の上に立って金庫との良好な取引関係を有する方
6. 遵法精神と倫理観が高く、法規違反ならびに金庫の定款に定める会員資格等に抵触していない方

第81期通常総代会の決議事項

令和8年6月25日に第81期通常総代会を群馬コンベンションセンター(Gメッセ群馬)にて開催し、下記の議案を審議可決いたしました。

● 報告事項

第81期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

● 決議事項

第1号議案 第81期剰余金処分案の承認を求める件
第2号議案 会員除名に関する件
第3号議案 補充理事の選任に関する件
第4号議案 退任理事に対する退職慰労金の贈呈に関する件

総代の氏名等 (令和8年5月31日現在、50音順、敬称略)

選任地区	人数	氏 名
第1区	22人	飯野豊③／石井三男③／入山敏郎⑤／入山寛之②／入山正男⑤／岩井秀昭②／大塚進⑦／大野勝巳②／奥田浩司②／加納素子⑦／小堀良夫⑦ 佐々木建一⑤／佐藤克佳⑦／佐藤康浩④／田中和彦⑤／田村徳良③／勅使河原正己③／三木一則②／宮崎誠⑦／宮前有光⑦／茂木和弘④ 山田浩③
第2区	15人	安齊郁宏③／上原康廣⑥／大澤卓朗①／荻野匡司⑥／木田幸一④／柴田洋⑦／須藤英仁⑦／瀧上仁夢①／富岡隆⑦／萩原信夫①／廣井隆行② 松岡将之①／茂木吉成⑦／横山孝明⑦／吉田茂雄⑤
第3区	20人	畔上賢治⑦／石田房嗣⑦／今井和久⑦／岩井健人⑦／梅澤徹⑦／江原友道⑦／小林長三郎⑦／齊藤誠④／柴山聡一郎②／鈴木均③ 高橋大将②／竹越正博⑦／竹村憲英②／塚本定夫⑤／豊田一郎⑦／新田元大⑦／林直男⑦／町田勤⑦／村田茂行⑦／山口武志③
第4区	35人	新井和成④／有賀正起①／井草卓③／井草勝幸⑦／井上幸己③／浦山全③／大山英行②／片野真吾①／加藤勝①／木村修三⑦／熊井戸浩一③ 熊井戸美佐夫①／小井土靖⑦／小林明⑦／鈴木義昭①／関口功⑦／高橋和雄⑤／高橋達樹①／高柳正行⑦／竹内一普③／辻仁美② 長井宏幸①／永井芳郎⑤／根岸淳③／野村隆⑦／萩原正弘③／原澤一壽①／廣瀬雅美②／深井正毅⑦／堀越一郎⑦／眞下俊明④／茂木崇泰① 矢島伸之③／横田光二⑦／渡辺壮一①
第5区	49人	阿部実③／天田和幸②／荒井芳明⑦／石井健介①／石橋照夫⑦／石綿正彦⑥／井上一彦②／入澤拓夫④／岩寄廣志③／江黒純一⑦／江原謙治② 片平孝弘④／加藤真一③／門倉正③／神山光永③／鹿沼雅和①／北爪英樹⑦／木村清高⑥／見城信之②／鯉登茂行②／廣山悟③／古賀廣成⑦ 小林要一③／佐伯一⑥／設楽誠一⑦／渋谷優一郎①／志村正広①／関口典明④／高橋明⑦／高橋秀一⑦／立見丈夫⑦／都丸高志⑥／都丸正樹⑦ 野口光正⑦／橋詰一彦⑤／初谷桂吾①／平出武史②／平形敦史②／平方宏④／広瀬博之①／廣田哲也④／福島勇人③／町田敏康①／宮下学④ 宮嶋祐介②／茂木誠③／茂木実⑥／米岡孝夫⑦／和佐田幸子④
第6区	23人	青木栄子②／飯島明美②／飯塚俊直③／石関弥里②／井野益美⑦／今井正典⑦／大川弘志③／大川博之④／川和良孝②／菊池千恵② 小島克也②／山藤浩一⑦／清水徳次③／白石昌一③／高橋宏道②／高橋祐介⑤／温井康宏②／平方浩③／深沢維泉②／眞下康久②／宮原一二④ 山口博①／湯澤弘⑦

(注) 丸数字は合併後の総代就任回数。

第1区 富岡市 第2区 甘楽郡、安中市、長野県佐久市、北佐久郡軽井沢町 第3区 藤岡市、多野郡 第4区 高崎市、渋川市、北群馬郡 第5区 前橋市
第6区 桐生市、みどり市、太田市、伊勢崎市、佐波郡、埼玉県本庄市、熊谷市(旧大里郡妻沼町・大里町・江南町を除く)、深谷市、大里郡、秩父市のうち旧秩父郡吉田町、児玉郡

(総代の属性等別構成比)
職業別：法人・法人の代表者 93%、個人事業主 6%、個人 1% 年代別：80代以上 4%、70代 39%、60代 29%、50代 21%、40代 7%
業種別：製造業 25%、建設業 26%、卸、小売業 14%、サービス業 22%、その他 13% (注) 業種別の構成比は法人・法人代表者および個人事業主に限る。

財務諸表

貸借対照表

単位:百万円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
(資産の部)		
現金	7,782	7,672
預け金	244,626	243,975
買入金銭債権	49	25
有価証券	380,062	378,936
国債	49,524	49,933
地方債	34,947	30,381
社債	165,427	179,224
株式	635	941
その他の証券	129,526	118,455
貸出金	428,288	432,372
割引手形	1,005	498
手形貸付	23,862	17,467
証書貸付	385,107	396,280
当座貸越	18,312	18,125
その他資産	7,531	7,689
未決済為替貸	274	222
信金中金出資金	5,384	5,384
前払費用	48	37
未収収益	1,477	1,707
その他の資産	346	337
有形固定資産	9,080	9,701
建物	2,709	2,617
土地	5,620	6,052
建設仮勘定	49	284
その他の有形固定資産	700	745
無形固定資産	297	200
ソフトウェア	149	106
その他の無形固定資産	147	94
前払年金費用	2,205	2,210
繰延税金資産	118	331
債務保証見返	615	626
貸倒引当金	△4,481	△4,109
(うち個別貸倒引当金)	(△3,467)	(△3,126)
資産の部合計	1,076,176	1,079,633

純資産額・総資産額

単位:百万円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
純資産額	25,120	22,870
総資産額	1,075,560	1,079,007

●総資産額については貸借対照表の資産の部の合計から債務保証見返を控除しております。

単位:百万円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
(負債の部)		
預金積金	1,046,415	1,051,853
当座預金	13,100	13,409
普通預金	638,686	641,927
貯蓄預金	9,476	8,836
通知預金	856	1,277
定期預金	360,352	363,293
定期積金	14,073	13,632
その他の預金	9,868	9,477
その他負債	1,826	2,072
未決済為替借	336	330
未払費用	307	695
給付補填備金	1	8
未払法人税等	474	233
前受収益	151	108
払戻未済金	33	43
金融派生商品	10	18
資産除去債務	205	207
その他の負債	305	427
賞与引当金	330	343
退職給付引当金	1,438	1,393
役員退職慰労引当金	134	152
睡眠預金払戻損失引当金	10	16
偶発損失引当金	58	79
再評価に係る繰延税金負債	225	225
債務保証	615	626
負債の部合計	1,051,055	1,056,763
(純資産の部)		
出資金	10,772	10,728
普通出資金	4,772	4,728
優先出資金	5,460	5,460
その他の出資金	540	540
資本剰余金	1,500	1,500
資本準備金	1,500	1,500
利益剰余金	24,239	25,346
利益準備金	2,862	3,032
その他利益剰余金	21,377	22,313
特別積立金	11,416	11,416
当期末処分剰余金	9,960	10,897
処分未済持分	△138	△119
会員勘定合計	36,373	37,455
その他有価証券評価差額金	△11,557	△14,891
土地再評価差額金	305	305
評価・換算差額等合計	△11,252	△14,585
純資産の部合計	25,120	22,870
負債及び純資産の部合計	1,076,176	1,079,633

損益計算書

単位：百万円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
経常収益	12,607	14,037
資金運用収益	10,457	12,038
貸出金利息	5,671	6,443
預け金利息	1,558	1,790
有価証券利息配当金	3,128	3,680
その他の受入利息	98	123
役務取引等収益	1,544	1,539
受入為替手数料	466	506
その他の役務収益	1,078	1,032
その他業務収益	250	61
国債等債券売却益	248	55
その他の業務収益	2	6
その他経常収益	354	397
貸倒引当金戻入益	—	67
償却債権取立益	132	182
株式等売却益	38	20
その他の経常収益	183	126
経常費用	9,927	12,514
資金調達費用	568	2,016
預金利息	567	2,007
給付補填備金繰入額	0	8
役務取引等費用	733	759
支払為替手数料	136	138
その他の役務費用	596	621
その他業務費用	967	1,542
国債等債券売却損	402	1,495
国債等債券償還損	551	23
金融派生商品費用	12	22
その他の業務費用	0	0
経費	7,308	7,952
人件費	4,583	5,164
物件費	2,478	2,528
税金	246	259

単位：百万円		
その他経常費用	349	242
貸倒引当金繰入額	204	—
貸出金償却	63	122
株式等売却損	30	—
その他資産償却	0	—
その他の経常費用	51	119
経常利益	2,679	1,522
特別利益	5	—
固定資産処分益	5	—
特別損失	163	91
固定資産処分損	163	67
減損損失	—	24
税引前当期純利益	2,521	1,431
法人税、住民税及び事業税	599	363
法人税等調整額	312	△213
法人税等合計	912	149
当期純利益	1,609	1,281
繰越金(当期首残高)	8,271	9,615
土地再評価差額金取崩額	80	—
当期末処分剰余金	9,960	10,897

剰余金処分計算書

単位：千円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
当期末処分剰余金	9,960,933	10,897,127
剰余金処分額	345,147	383,399
利益準備金	170,000	130,000
普通出資に対する配当金	92,707	137,959
配当率	2.00%	3.00%
優先出資に対する配当金(※1)	55,440	55,440
配当率	0.70%	0.70%
優先出資に対する配当金(※2)	27,000	60,000
配当率	0.90%	2.00%
繰越金(当期末残高)	9,615,785	10,513,728

※1（平成19年3月発行）
※2（平成22年4月発行）

会計監査人による監査

令和7年6月23日開催の第80回通常総代会で報告を行った令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。令和8年6月25日開催の第81回通常総代会で報告を行った令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、かなで監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月26日

しののめ信用金庫

理事長 横山 慶一

注記

貸借対照表

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～15年 |
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等の修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業関連部署が、二次査定を資産査定部署が実施し、最終査定を当該部署から独立した監査部及び資産査定統括役員が行い、その最終査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,542百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 過 去 勤 務 費 用：その発生年度に一括費用処理
数理計算上の差異：その発生年度の翌年度に一括費用処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項
(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と | |
| 最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(令和7年3月分)
- | |
|---------|
| 0.6793% |
|---------|

③ 補足説明

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金132百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 4,109百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- 繰延税金資産 331百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する
- | | |
|--|------------|
| 金銭債権総額 | 13百万円 |
| 17. 子会社等の株式または出資金の総額 | 30百万円 |
| 18. 子会社等に対する金銭債権総額 | 一百万円 |
| 19. 子会社等に対する金銭債務総額 | 44百万円 |
| 20. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,959百万円 |
| 21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,736百万円 |
| 危険債権額 | 12,974百万円 |
| 要管理債権額 | 4,021百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 25百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 3,996百万円 |
| 小計額 | 21,733百万円 |
| 正常債権額 | 412,460百万円 |
| 合計額 | 434,193百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から

- 三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は498百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | 担保に供している資産 | |
|-------------|-----------|
| 預け金 | 10,252百万円 |
| 有価証券 | 1,505百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金積金 | 791百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には敷金、保証金等が35百万円含まれております。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」により算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 999百万円
- 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の算定方法は、再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。
25. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は845百万円であります。
26. 出資1口当たりの純資産額 1,654円73銭
27. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資業務に関する管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、資産管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報

や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、必要に応じて常勤役員会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会や理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに異なる)等による時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、時価が16,850百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、当金庫では、バンキング勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在でバンキング勘定の市場リスク量は7,800百万円と把握しております。

なお、当金庫ではVaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック・テストングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaRは、過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や計測手法によって異なる値となるほか、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクを適切に捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	243,975	229,990	△13,984
(2) 有価証券	377,964	370,488	△7,475
満期保有目的の債券	53,036	45,560	△7,475
その他有価証券(※2)	324,927	324,927	－
(3) 貸出金(※1)	432,372		
貸倒引当金(※3)	△4,109		
(貸出金小計)	428,263	430,310	2,047
金融資産計	1,050,202	1,030,788	△19,413
預金積金(※1)	1,051,853	1,048,810	△3,043
金融負債計	1,051,853	1,048,810	△3,043

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格、又は市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、市場金利を割引率とした割引現在価値から貸倒見積高を控除し、時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から35.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	30
非上場株式(※1)	166
信金中央金庫出資金(※1)	5,384
組合出資金(※2)	830
合 計	6,411

(※1) 子会社株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

29. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	84,763	102,212	15,000	42,000
有価証券	47,338	218,276	55,229	47,036
満期保有目的の債券	1,942	11,653	16,639	22,801
その他有価証券のうち満期があるもの	45,396	206,622	38,589	24,235
貸出金(※2)	77,352	143,480	90,775	99,360
合 計	209,453	463,969	161,005	188,396

(※1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

30. その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	967,231	83,690	16	897

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、36. まで同様であります。

売買目的有価証券は該当ありません。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	806	808	1
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	806	808	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	8,661	8,135	△525
	地方債	－	－	－
	社債	1,345	1,214	△130
	その他	42,222	35,401	△6,821
	小計	52,229	44,752	△7,477
合 計		53,036	45,560	△7,475

その他有価証券 (単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	684	519	165
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	12,858	11,826	1,031
	小計	13,543	12,346	1,196
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	59	69	△10
	債券	248,726	261,204	△12,478
	国債	40,465	42,605	△2,140
	地方債	30,381	33,264	△2,882
	社債	177,879	185,334	△7,455
	その他	62,598	66,197	△3,598
	小計	311,384	327,472	△16,087
合 計		324,927	339,818	△14,891

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	24	20	－
債券	14,726	－	△1,495
国債	3,692	－	△1,116
地方債	1,240	－	△177
社債	9,793	－	△201
その他	1,182	55	－
合 計	15,934	76	△1,495

34. 保有目的を変更した有価証券はありません。
35. 減損処理を行った有価証券はありません。
36. 運用目的、満期保有目的、及びその他の金銭の信託はありません。
37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,989百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,499百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,465百万円
固定資産減損損失	224百万円
退職給付引当金	395百万円
減価償却損金算入限度超過額	58百万円
賞与引当金	97百万円
役員退職慰労引当金	43百万円
その他	183百万円
繰延税金資産小計	2,467百万円
評価性引当額	1,490百万円
繰延税金資産合計	977百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	627百万円
その他	18百万円
繰延税金負債合計	645百万円
繰延税金資産の純額	331百万円

39. その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した540百万円が含まれております。

損益計算書

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 1,237千円
子会社との取引による費用総額 20千円
3. 出資1口当たり当期純利益 126円14銭
4. 「その他の経常費用」には、信用保証協会への将来の負担金支払いに備える偶発損失引当金繰入額79,889千円を含んでおります。
5. (収益を理解するための基礎となる情報)
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益(百万円)	11,350	11,319	12,033	12,607	14,037
経常利益(百万円)	1,978	2,604	2,236	2,679	1,522
又は経常損失(△)					
当期純利益(百万円)	1,524	1,501	1,527	1,609	1,281
又は当期純損失(△)					
出資総額(百万円)	10,900	10,834	10,805	10,772	10,728
普通出資	4,900	4,834	4,805	4,772	4,728
優先出資	6,000	5,460	5,460	5,460	5,460
その他の出資金	－	540	540	540	540
出資総口数(千口)	12,800	12,428	12,371	12,304	12,217
普通出資	9,800	9,668	9,611	9,544	9,457
優先出資	3,000	2,760	2,760	2,760	2,760
純資産額(百万円)	33,963	28,601	30,733	25,120	22,870
総資産額(百万円)	1,072,404	1,069,385	1,080,576	1,076,176	1,079,633
預金積金残高(百万円)	1,034,104	1,037,345	1,045,744	1,046,415	1,051,853
貸出金残高(百万円)	444,940	437,413	434,235	428,288	432,372
有価証券残高(百万円)	381,051	382,996	368,091	380,062	378,936
単体自己資本比率	8.08%	8.08%	8.23%	8.48%	8.52%
出資に対する配当金					
(出資1口当たり)普通出資	10円	10円	10円	10円	15円
(出資1口当たり)優先出資	33円	29円	29円	29円	41円
役員数	13人	12人	12人	12人	12人
うち常勤役員数	9人	8人	8人	8人	8人
職員数	640人	635人	642人	662人	660人
会員数	63,557人	63,005人	62,452人	61,813人	61,131人

業務粗利益

単位:百万円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
資金運用収支	9,888	10,022
資金運用収益	10,457	12,038
資金調達費用	568	2,016
役務取引等収支	811	779
役務取引等収益	1,544	1,539
役務取引等費用	733	759
その他の業務収支	△716	△1,481
その他業務収益	250	61
その他業務費用	967	1,542
業務粗利益	9,983	9,320
業務粗利益率	0.93%	0.86%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度―百万円、令和7年度―百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$

3. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

単位:百万円		
科 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
業務純益	2,393	1,313
実質業務純益	2,111	1,313
コア業務純益	2,817	2,776
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,814	2,776

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率・利鞘

項 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
総資産利益率		
総資産経常利益率	0.24%	0.13%
総資産当期純利益率	0.14%	0.11%
総資金利鞘		
資金運用利回	0.97%	1.11%
資金調達原価率	0.79%	0.94%
総資金利鞘	0.17%	0.16%

●総資産経常(当期純)利益率は以下の算式によって算出しております。

$$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預貸率・預証率

項 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
預貸率		
期末	40.92%	41.10%
期中平均	40.44%	40.18%
預証率		
期末	36.32%	36.02%
期中平均	36.53%	38.11%

資金運用収支の内訳

単位: 百万円

項 目	令和6年度(第80期)			令和7年度(第81期)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,072,419	10,457	0.97%	1,078,374	12,038	1.11%
うち貸出金	428,344	5,671	1.32%	425,381	6,443	1.51%
うち預け金	251,360	1,558	0.61%	243,613	1,790	0.73%
うち有価証券	386,901	3,128	0.80%	403,459	3,680	0.91%
資金調達勘定	1,059,026	568	0.05%	1,058,442	2,016	0.19%
うち預金積金	1,059,026	568	0.05%	1,058,442	2,016	0.19%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度3,124百万円、令和7年度3,175百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度-百万円、令和7年度-百万円)及び利息(令和6年度-百万円、令和7年度-百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減状況

単位: 百万円

項 目	令和6年度(第80期)			令和7年度(第81期)		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△84	512	427	46	1,534	1,581
うち貸出金	△52	178	126	△39	811	771
うち預け金	△76	330	254	△47	279	232
うち有価証券	10	37	47	132	419	551
うちその他	33	△34	△0	0	24	25
支払利息	0	554	554	0	1,447	1,447
うち預金積金	0	554	554	0	1,447	1,447
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—

● 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
● 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金

流動性預金・定期性預金・譲渡性預金 その他の預金の平均残高

単位：百万円（構成比％）			
科 目	令和6年度（第80期）		令和7年度（第81期）
流動性預金	667,973	（63.1）	673,181 （63.6）
うち有利息預金	593,922		604,501
定期性預金	387,100	（36.5）	381,153 （36.0）
うち固定金利定期預金	372,261		367,359
うち変動金利定期預金	350		298
その他の預金	3,953	（0.4）	4,108 （0.4）
合 計	1,059,026	（100.0）	1,058,442 （100.0）

- 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
- 定期性預金＝定期預金＋定期積金
- 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
- 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
- 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利定期預金・変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

単位：百万円（構成比％）			
科 目	令和6年度（第80期）		令和7年度（第81期）
固定金利定期預金	360,031	（99.9）	363,013 （99.9）
変動金利定期預金	320	（0.1）	280 （0.1）
その他の定期預金	—	—	— —
合 計	360,352	（100.0）	363,293 （100.0）

貸出

貸出金科目別平均残高

単位：百万円（構成比％）			
科 目	令和6年度（第80期）		令和7年度（第81期）
割引手形	1,190	（0.2）	868 （0.2）
手形貸付	23,914	（5.6）	17,513 （4.1）
証書貸付	384,524	（89.8）	389,196 （91.5）
当座貸越	18,715	（4.4）	17,802 （4.2）
合 計	428,344	（100.0）	425,381 （100.0）

（注）国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

使途別の貸出金残高

単位：百万円（構成比％）			
項 目	令和6年度（第80期）		令和7年度（第81期）
設備資金	265,312	（61.9）	265,318 （61.4）
運転資金	162,976	（38.1）	167,054 （38.6）
合 計	428,288	（100.0）	432,372 （100.0）

固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高

単位：百万円（構成比％）			
項 目	令和6年度（第80期）		令和7年度（第81期）
固定金利	127,892	（29.9）	125,154 （28.9）
変動金利	300,395	（70.1）	307,218 （71.1）
合 計	428,288	（100.0）	432,372 （100.0）

業種別貸出金内訳

業種区分	令和6年度(第80期)		令和7年度(第81期)	
	貸出先数	貸出金残高	貸出先数	貸出金残高
製造業	1,027	41,734 (9.8)	1,023	41,493 (9.6)
農業、林業	86	2,037 (0.5)	85	2,089 (0.5)
漁業	1	5 (0.0)	1	4 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	3	296 (0.1)	1	74 (0.0)
建設業	1,802	33,795 (7.9)	1,895	36,097 (8.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	101	6,079 (1.4)	97	5,511 (1.3)
情報通信業	47	960 (0.2)	53	939 (0.2)
運輸業、郵便業	211	12,274 (2.9)	215	12,875 (3.0)
卸売業、小売業	1,055	28,706 (6.7)	1,074	28,642 (6.6)
金融業、保険業	32	3,553 (0.8)	37	3,361 (0.8)
不動産業	934	53,652 (12.5)	975	56,332 (13.0)
物品賃貸業	16	3,917 (0.9)	14	4,005 (0.9)
学術研究、専門・技術サービス業	163	2,322 (0.5)	163	2,485 (0.6)
宿泊業	24	1,232 (0.3)	24	1,199 (0.3)
飲食業	466	3,946 (0.9)	475	3,920 (0.9)
生活関連サービス業、娯楽業	375	4,286 (1.0)	399	4,441 (1.0)
教育、学習支援業	45	1,203 (0.3)	50	1,272 (0.3)
医療、福祉	514	32,907 (7.7)	525	34,288 (7.9)
その他のサービス業	947	18,616 (4.3)	1,039	20,800 (4.8)
小 計	7,849	251,528 (58.7)	8,145	259,837 (60.1)
地方公共団体	19	37,737 (8.8)	19	34,066 (7.9)
個人(住宅・消費・納税資金等)	19,593	139,022 (32.5)	19,700	138,468 (32.0)
合 計	27,461	428,288 (100.0)	27,864	432,372 (100.0)

貸出金担保別内訳

項 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
当金庫預金積金	4,371 (1.0)	4,339 (1.0)
有価証券	10 (0.0)	10 (0.0)
動産	38 (0.0)	29 (0.0)
不動産	102,952 (24.0)	102,820 (23.8)
その他	12,022 (2.8)	11,573 (2.7)
計	119,396 (27.8)	118,772 (27.5)
信用保証協会・信用保険	112,514 (26.3)	120,075 (27.8)
保証	44,594 (10.4)	43,686 (10.1)
信用	151,783 (35.5)	149,837 (34.7)
合 計	428,288 (100.0)	432,372 (100.0)

債務保証見返担保別内訳

項 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
当金庫預金積金	— —	— —
有価証券	— —	— —
動産	— —	— —
不動産	43 (7.1)	36 (5.9)
その他	507 (82.4)	533 (85.2)
小 計	551 (89.5)	570 (91.1)
信用保証協会・信用保険	12 (2.0)	11 (1.8)
保証	52 (8.5)	44 (7.1)
信用	— —	— —
合 計	615 (100.0)	626 (100.0)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

項 目	令和6年度(第80期)					令和7年度(第81期)				
	期首残高	当期 増加額	当期減少額 目的使用	その他	期末残高	期首残高	当期 増加額	当期減少額 目的使用	その他	期末残高
一般貸倒引当金	1,295	1,013	—	1,295	1,013	1,013	982	—	1,013	982
個別貸倒引当金	3,039	3,467	58	2,981	3,467	3,467	3,126	304	3,163	3,126
合 計	4,334	4,481	58	4,276	4,481	4,481	4,109	304	4,177	4,109

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は洗替えによる取崩額です。

貸出金償却の額

項 目	令和6年度(第80期)	令和7年度(第81期)
貸出金償却	63	122

証券

有価証券種類別残高

単位：百万円（構成比％）

科 目	令和6年度（第80期）		令和7年度（第81期）	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債	41,582（10.8）	49,524（13.0）	56,254（13.9）	49,933（13.2）
地方債	40,627（10.5）	34,947（9.2）	35,411（8.8）	30,381（8.0）
社債	160,952（41.6）	165,427（43.5）	184,279（45.7）	179,224（47.3）
株式	537（0.1）	635（0.2）	704（0.2）	941（0.2）
外国証券	122,820（31.7）	114,803（30.2）	112,586（27.9）	103,481（27.3）
その他の証券	20,380（5.3）	14,722（3.9）	14,224（3.5）	14,974（4.0）
合 計	386,901（100.0）	380,062（100.0）	403,459（100.0）	378,936（100.0）

（注）「その他の証券」は、投資信託及びその他の証券です。

有価証券の残存期間別残高

令和6年度（第80期）

単位：百万円

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	8,704	17,254	4,002	3,267	8,066	8,228	—
地方債	4,149	3,099	10,106	7,077	6,442	4,072	—
社債	17,194	44,482	74,071	19,131	5,417	5,129	—
株式	—	—	—	—	—	—	635
外国証券	11,473	22,459	20,200	8,590	6,863	45,216	—
その他の証券	—	1,827	2,045	—	531	—	10,317
合 計	41,522	89,123	110,426	38,067	27,321	62,647	10,953

令和7年度（第81期）

単位：百万円

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	16,583	8,544	9,801	4,164	6,928	3,910	—
地方債	1,391	6,566	9,973	4,915	4,886	2,648	—
社債	17,998	69,995	73,305	10,520	3,998	3,406	—
株式	—	—	—	—	—	—	941
外国証券	11,365	24,760	11,368	10,963	8,076	36,946	—
その他の証券	—	1,842	2,118	775	—	123	10,114
合 計	47,338	111,709	106,566	31,339	23,889	47,036	11,056

（注）「その他の証券」は、投資信託及びその他の証券です。

時価情報

評価方法

項 目	評価方法	評価差額の取扱い
売買目的有価証券	時価法	損益に計上
満期保有目的の債券	償却原価法	時価評価は行いません
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	原価法	時価評価は行いません
その他有価証券	時価法	「全部純資産直入法」により純資産に直接計上
運用目的の金銭の信託	時価法	損益に計上
満期保有目的の金銭の信託	原価法	時価評価は行いません
デリバティブ取引	時価法	損益に計上

（注）上記のうち、売買目的有価証券、運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託については該当はありません。

満期保有目的の債券

単位: 百万円

	種 類	令和6年度(第80期)			令和7年度(第81期)		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	4,380	4,405	25	806	808	1
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	1,500	1,502	2	—	—	—
	小計	5,880	5,908	27	806	808	1
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	5,752	5,564	△188	8,661	8,135	△525
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,267	1,184	△83	1,345	1,214	△130
	その他の証券	44,726	39,665	△5,061	42,222	35,401	△6,821
	小計	51,746	46,413	△5,333	52,229	44,752	△7,477
合 計		57,626	52,321	△5,305	53,036	45,560	△7,475

その他有価証券

単位: 百万円

	種 類	令和6年度(第80期)			令和7年度(第81期)		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	324	260	63	684	519	165
	債券	7,100	7,097	3	—	—	—
	国債	999	999	0	—	—	—
	地方債	2,600	2,599	0	—	—	—
	社債	3,501	3,498	2	—	—	—
	その他の証券	17,176	16,307	868	12,858	11,826	1,031
	小計	24,601	23,665	935	13,543	12,346	1,196
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	110	128	△17	59	69	△10
	債券	231,398	241,371	△9,972	248,726	261,204	△12,478
	国債	38,391	40,719	△2,327	40,465	42,605	△2,140
	地方債	32,347	34,332	△1,985	30,381	33,264	△2,882
	社債	160,659	166,319	△5,660	177,879	185,334	△7,455
	その他の証券	65,592	68,095	△2,503	62,598	66,197	△3,598
	小計	297,101	309,594	△12,493	311,384	327,472	△16,087
合 計		321,702	333,260	△11,557	324,927	339,818	△14,891

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

市場価格のない株式等及び組合出資金

単位: 百万円

項 目	令和6年度(第80期) 貸借対照表計上額	令和7年度(第81期) 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	30	30
非上場株式	170	166
信金中央金庫出資金	5,384	5,384
組合出資金	586	830
合 計	6,171	6,411

金銭の信託関係

満期保有目的の金銭の信託: 該当ありませんでした。
運用目的の金銭の信託: 該当ありませんでした。
その他の金銭の信託: 該当ありませんでした。

有価証券関係

売買目的有価証券: 該当ありませんでした。

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) クレジットデリバティブ取引

単位: 百万円

区 分	種 類	令和6年度(第80期)				令和7年度(第81期)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	クレジット・デフォルト・スワップ	1,758	1,758	△ 10	△ 10	2,109	2,109	△ 18	△ 18
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	1,758	1,758	△ 10	△ 10	2,109	2,109	△ 18	△ 18

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価は、割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

- (2) 金利関連取引: 該当ありませんでした。
- (3) 通貨関連取引: 該当ありませんでした。
- (4) 株式関連取引: 該当ありませんでした。
- (5) 債券関連取引: 該当ありませんでした。
- (6) 商品関連取引: 該当ありませんでした。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- (1) クレジットデリバティブ取引: 該当ありませんでした。
- (2) 金利関連取引: 該当ありませんでした。
- (3) 通貨関連取引: 該当ありませんでした。
- (4) 株式関連取引: 該当ありませんでした。
- (5) 債券関連取引: 該当ありませんでした。
- (6) 商品関連取引: 該当ありませんでした。

リスク管理債権と 金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体】

単位:百万円

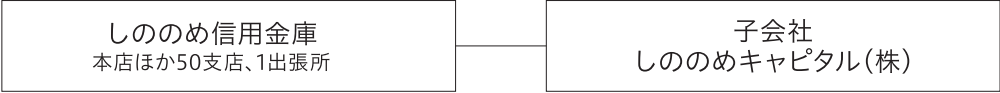
区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準じる債権	令和6年度	2,840	2,840	2,520	319	100.00%	100.00%
	令和7年度	4,736	4,736	3,623	1,112	100.00%	100.00%
危険債権	令和6年度	15,260	13,238	10,207	3,031	86.74%	59.98%
	令和7年度	12,974	10,967	9,070	1,897	84.53%	48.59%
要管理債権	令和6年度	3,582	1,130	714	416	31.56%	14.51%
	令和7年度	4,021	1,445	973	471	35.94%	15.48%
三月以上延滞債権	令和6年度	26	22	19	3	83.71%	41.64%
	令和7年度	25	27	24	3	100.00%	100.00%
貸出条件緩和債権	令和6年度	3,556	1,108	695	413	31.17%	14.44%
	令和7年度	3,996	1,417	948	468	35.47%	15.38%
小計(A)	令和6年度	21,683	17,208	13,441	3,767	79.36%	45.71%
	令和7年度	21,733	17,149	13,667	3,482	78.91%	43.17%
正常債権(B)	令和6年度	408,302					
	令和7年度	412,460					
総与信残高(A)+(B)	令和6年度	429,985					
	令和7年度	434,193					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

連結決算に関する事項

信用金庫グループの主要な事業の概要

しのめ信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に投資事業有限責任組合財産の運用および管理を提供しております。



子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率	その他
しのめキャピタル(株)	高崎市江木町1421番地4	投資事業有限責任組合財産の運用および管理	令和5年1月26日	30百万円	100%	-	経常利益 5,818千円 当期純利益 3,741千円

主要な連結経営指標

	単位:百万円				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益		11,319	12,039	12,617	14,048
連結経常利益		2,603	2,239	2,684	1,528
親会社株主に帰属する当期純利益		1,501	1,529	1,612	1,284
連結純資産額		28,600	30,734	25,124	22,877
連結総資産額		1,069,803	1,080,547	1,076,147	1,079,604
連結自己資本比率		8.08%	8.23%	8.48%	8.53%

信用金庫法開示債権

単体における事業年度の開示項目と同額です。(26ページを参照ください。)

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に投資事業有限責任組合財産の運用および管理の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

報酬等に関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(10ページを参照ください。)

連結貸借対照表

単位:百万円

科 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
(資産の部)		
現金及び預け金	252,409	251,648
買入金銭債権	49	25
有価証券	380,032	378,906
貸出金	428,288	432,372
その他資産	7,532	7,689
有形固定資産	9,081	9,701
無形固定資産	297	200
退職給付に係る資産	2,205	2,210
繰延税金資産	118	331
債務保証見返	615	626
貸倒引当金	△4,481	△4,109
資産の部合計	1,076,147	1,079,604

単位:百万円

科 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
(負債の部)		
預金積金	1,046,374	1,051,809
その他負債	1,834	2,080
賞与引当金	330	343
退職給付に係る負債	1,438	1,393
役員退職慰労引当金	134	152
睡眠預金払戻損失引当金	10	16
偶発損失引当金	58	79
再評価に係る繰延税金負債	225	225
債務保証	615	626
負債の部合計	1,051,022	1,056,727
(純資産の部)		
出資金	10,772	10,728
資本剰余金	1,500	1,500
利益剰余金	24,243	25,353
処分未済持分	△138	△119
会員勘定合計	36,377	37,462
その他有価証券評価差額金	△11,557	△14,891
土地再評価差額金	305	305
評価・換算差額等合計	△11,252	△14,585
純資産の部合計	25,124	22,877
負債及び純資産の部合計	1,076,147	1,079,604

連結損益計算書

単位:百万円

科 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
経常収益	12,617	14,048
資金運用収益	10,457	12,037
貸出金利息	5,671	6,443
預け金利息	1,558	1,790
有価証券利息配当金	3,128	3,680
その他の受入利息	98	123
役務取引等収益	1,555	1,552
その他業務収益	250	61
その他経常収益	353	396
貸倒引当金戻入益	—	67
償却債権取立益	132	182
その他の経常収益	221	146
経常費用	9,933	12,520
資金調達費用	568	2,016
預金利息	567	2,007
給付補填備金繰入額	0	8
役務取引等費用	733	759
その他業務費用	967	1,542
経費	7,314	7,959
その他経常費用	349	242
貸出金償却	63	122
貸倒引当金繰入額	204	—
その他の経常費用	81	119
経常利益	2,684	1,528
特別利益	5	—
特別損失	163	91
固定資産処分損	163	67
減損損失	—	24
税金等調整前当期純利益	2,525	1,436
法人税、住民税及び事業税	601	365
法人税等調整額	312	△213
当期純利益	1,612	1,284
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,612	1,284

連結剰余金計算書

単位:百万円

科 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,500	1,500
資本剰余金期末残高	1,500	1,500
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	22,727	24,243
利益剰余金増加高	1,692	1,284
親会社株主に帰属する当期純利益	1,692	1,284
利益剰余金減少高	176	175
配当金	176	175
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	24,243	25,353

注記

連結貸借対照表

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～15年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業関連部署が、二次査定を資産査定部署が実施し、最終査定を当該部署から独立した監査部及び資産査定統括役員が行い、その最終査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,542百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生年度に一括費用処理

数理計算上の差異:その発生年度の翌年度に一括費用処理

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項
(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
(令和7年3月分)
- | |
|---------|
| 0.6793% |
|---------|

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金132百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 当金庫及び子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
15. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 4,109百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

繰延税金資産 331百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

16. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 13百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 9,959百万円
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,736百万円
危険債権額	12,974百万円
要管理債権額	4,021百万円
三月以上延滞債権額	25百万円
貸出条件緩和債権額	3,996百万円
小計額	21,733百万円
正常債権額	412,460百万円
合計額	434,193百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は498百万円であります。
20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 預け金 | 10,252百万円 |
| 有価証券 | 1,505百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金積金 | 791百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。また、その他資産には敷金、保証金等が含まれております。
21. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」により算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 999百万円
- 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の算定方法は、再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。
22. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は845百万円であります。
23. 出資1口当たりの純資産額 1,655円51銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫グループは、融資業務に関する管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、資産管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、必要に応じて常勤役員会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会や理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行われております。
- このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施されております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であります。
- 当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに異なる)等による時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、時価が16,850百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- また、当金庫グループでは、バンキング勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在でバンキング勘定の市場リスク量は7,800百万円と把握しております。
- なお、当金庫グループではVaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック・テストングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaRは、過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や計測手法によって異なる値となるほか、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクを適切に捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	243,975	229,990	△13,984
(2) 有価証券	377,964	370,488	△7,475
満期保有目的の債券	53,036	45,560	△7,475
その他有価証券(※2)	324,927	324,927	－
(3) 貸出金(※1)	432,372		
貸倒引当金(※3)	△4,109		
(貸出金小計)	428,263	430,310	2,047
金融資産計	1,050,202	1,030,788	△19,413
預金積金(※1)	1,051,809	1,048,766	△3,043
金融負債計	1,051,809	1,048,766	△3,043

(※1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格、又は市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、市場金利を割引率とした割引現在価値から貸倒見積高を控除し、時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から32.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごと、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	166
信金中央金庫出資金(※1)	5,384
組合出資金(※2)	830
合 計	6,381

(※1)非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

26. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	84,763	102,212	15,000	42,000
有価証券	47,338	218,276	55,229	47,036
満期保有目的の債券	1,942	11,653	16,639	22,801
その他有価証券のうち満期があるもの	45,396	206,622	38,589	24,235
貸出金(※2)	77,352	143,480	90,775	99,360
合 計	209,453	463,969	161,005	188,396

(※1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

27. その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	967,186	83,690	16	897

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32. まで同様であります。

売買目的有価証券は該当ありません。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)				
	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	806	808	1
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	806	808	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	8,661	8,135	△525
	地方債	－	－	－
	社債	1,345	1,214	△130
	その他	42,222	35,401	△6,821
	小計	52,229	44,752	△7,477
合 計		53,036	45,560	△7,475

その他有価証券 (単位:百万円)				
	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	684	519	165
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	12,858	11,826	1,031
	小計	13,543	12,346	1,196
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	59	69	△10
	債券	248,726	261,204	△12,478
	国債	40,465	42,605	△2,140
	地方債	30,381	33,264	△2,882
	社債	177,879	185,334	△7,455
その他	その他	62,598	66,197	△3,598
	小計	311,384	327,472	△16,087
合 計		324,927	339,818	△14,891

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	24	20	－
債券	14,726	－	△1,495
国債	3,692	－	△1,116
地方債	1,240	－	△177
社債	9,793	－	△201
その他	1,182	55	－
合 計	15,934	76	△1,495

- 31. 当連結会計年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。
- 32. 当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券はありません。
- 33. 運用目的、満期保有目的、及びその他の金銭の信託はありません。
- 34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,989百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,499百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,879百万円
年金資金(時価)	4,196百万円
未積立退職給付債務	1,316百万円
未認識数理計算上の差異	△500百万円
連結貸借対照表計上額の純額	816百万円
退職給付に係る資産	2,210百万円
退職給付に係る負債	△1,393百万円

- 36. その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した540百万円が含まれております。

連結損益計算書

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 126円48銭
3. 「その他の経常費用」には、信用保証協会への将来の負担金支払いに備える偶発損失引当金繰入額79,889千円を含んでおります。
4. (収益を理解するための基礎となる情報)
 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

バーゼルⅢ「第3の柱」

当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な開示項目～

1. 自己資本調達手段の概要

(37ページに掲載の「自己資本の構成に関する事項」をご覧ください。)

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(38ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。)

当金庫の令和7年度末(令和8年3月期)における国内基準による単体自己資本比率は8.52%となりました。金融機関にとって自己資本比率は、健全性・安全性を表す指標として重要視されていますが、監督官庁が定める国内基準である4%を上回っており、経営体質の健全性・安全性を保っております。

将来の自己資本充実策については、年度毎に策定する事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積み上げを自己資本の充実策として予定しております。当金庫は、今後とも健全経営に徹し、地域の皆様から信頼される金融機関としての評価をいただけるよう弛みない経営努力を続ける所存であります。

3. 信用リスク管理に関する項目

(39ページに掲載の「信用リスクに関する事項」をご覧ください。)

信用リスクとは、お取引先の破綻や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少あるいは毀損し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化を行い、信用リスク量を計測・把握し経営体力に見合ったリスクテイクに努めております。

なお、貸倒引当金につきましては、「資産査定基本規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・アセットの算定においてバーゼルⅢで定める「標準的手法」を採用しておりますが、各エクスポージャー(オフ・バランス取引を含む)に使用するリスク・ウェイトの判定については、以下の4社の適合格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社 格付投資情報センター(R&I)
2. 株式会社 日本格付研究所(JCR)
3. ムーディーズ・レーティングス
4. S&Pグローバル・レーティング(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(48ページに掲載の「信用リスク削減手法に関する事項」をご覧ください。)

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化により受ける損失(信用リスク)を軽減するために取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など事業性を評価し、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を得たうえで、ご契約をいただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、しんきん保証基金保証などがありますが、その手続きについては当金庫が定める「事務取扱要領」および「担保評価基準」、「経営者保証に関するガイドライン(経営者保証に関するガイドライン研究会作成)」などにより、適切な事務の取り扱いと適正な評価及び適切な対応に努めております。またお客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが、この場合、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書及び契約書などに基づいて、法的に有効であることを確認のうえ、適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法については、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として国、地方公共団体、政府関係機関、一般社団法人しんきん保証基金、全国保証株式会社(格付情報は下記のとおり)が保証している債権、その他未担保預金該当しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

一般社団法人しんきん保証基金の格付情報

格付機関 株式会社 日本格付研究所(JCR) 長期AA-

全国保証株式会社の格付情報

格付機関 株式会社 日本格付研究所(JCR) 長期A

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(49ページに掲載の「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項」をご覧ください。)

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取り扱っています。具体的には、信用関連取引(クレジット・デリバティブ)を指し、この取引には、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。なお、信用リスクへの対応のうちお客さまとの取引については、保全等を含めたお取引全体の中で与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な管理に努めています。なお、長期決済取引は該当がありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(49ページに掲載の「証券化エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券取引の一環として捉え、リスク管理は市場リスク管理の枠内で行います。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では、「標準的手法」を採用しています。

7. オペレーショナル・リスク管理に関する事項

(38ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。)

オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク等を包含しており日々業務活動を遂行するプロセスや災害等の外部要因から生じる損失に伴うリスクのことで、広い範囲にリスク要因が存在しております。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要なリスクであると認識し、担当部門を設け管理しております。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を受けるリスクです。システムリスクとはコンピューターシステムやネットワークシステムの障害や誤作動、災害、不正使用等により損失を受けるリスクです。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、事務リスクについては、内部事務に関する事務取扱要領の整備や事務指導により厳正な事務処理を行うことを基本方針としております。また、システムリスクについては、当金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムに係る防犯対策、防災対策、障害時対応を定め適切な管理に努めております。なお、情報資産については、金融機関としての社会的責任を果たし、保有する情報資産を適切に保護管理するため「情報資産保護に関する基本方針」に基づいて、厳正な管理に努めております。

(2) BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(49ページに掲載の「出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

当金庫では株式等について経営体力に見合ったリスク管理により適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等(上場株式等)については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を受けるリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々時価額を把握するとともに、時価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクの状況について定期的に把握し、経営陣に報告しております。

また、非上場株式やファンド等への投資、信金中央金庫等への出資金については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

9. 金利リスクに関する事項

(50ページに掲載の「金利リスクに関する事項」をご覧ください。)

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により損失を受けるリスクです。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動やそれに伴う影響について適切な管理を行うことを基本方針として、リスク・コントロールに努めております。

金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、定期的に経営陣に報告しております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。

開示している金利リスク量は、上方パラレルシフト等で計測される金利変動データに基づき、統計処理によって求められた金利変動幅を使用し算定した金利リスク量です。そのほか、金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

① 計測手法

再評価方式およびGPS方式(「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB)の枠組みに関するリスク量(ΔEVE:金利ショックに対する経済価値(時価)の減少額、ΔNII:金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益の減少額))

② コア預金

対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法:過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、現在残高の50%相当額

以上3つのうちの最小の額を上限

満期:5年以内(平均2.5年以内)

③ 金利感応度資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④ 金利変動(ショック)幅

上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)等

⑤ リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

I.単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
①コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,197	37,202
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,272	12,228
うち、利益剰余金の額	24,239	25,346
うち、外部流出予定額(△)	175	253
うち、上記以外に該当するものの額	△138	△119
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,013	982
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,013	982
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,211	38,184
②コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	212	143
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	212	143
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,580	1,583
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,792	1,727
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)＝(ハ)	35,418	36,457
③リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	399,868	408,864
資産(オン・バランス)項目	397,502	406,462
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目	2,320	2,366
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	46	35
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,450	18,556
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	417,319	427,421
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)／(ニ)	8.48%	8.52%

● 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等 ^{※1}	所要自己資本額	リスク・アセット等 ^{※1}	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	399,868	15,994	408,864	16,354
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{※2}	377,849	15,113	386,272	15,450
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	300	12	300	12
我が国の政府関係機関向け	389	15	440	17
地方三公社向け	377	15	292	11
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,691	2,707	69,703	2,788
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,938	77	2,227	89
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	150,713	6,028	150,220	6,008
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,963	1,598	43,285	1,731
トランザクター向け	294	11	309	12
不動産関連向け	80,987	3,239	80,884	3,235
自己居住用不動産等向け	46,365	1,854	45,141	1,805
賃貸用不動産向け	21,694	867	22,141	885
事業用不動産関連向け	12,927	517	13,601	544
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0
延滞等向け ^{※3} (自己居住用不動産等向けを除く。)	13,680	547	15,303	612
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	800	32	743	29
取立未済手形	54	2	44	1
信用保証協会等による保証付	3,193	127	4,012	160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	644	25	1,076	43
上記以外	19,050	762	19,963	798
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,148	325	7,992	319
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,068	82	2,538	101
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,833	353	9,432	377
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,973	878	22,556	902
「ルック・スルー方式」	21,973	878	22,556	902
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	46	1	35	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	17,450	698	18,556	742
BI	11,633	—	12,371	—
BIC	1,396	—	1,484	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	417,319	16,692	427,421	17,096

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%

※2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

※3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

※5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

※6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2)信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

単位:百万円

地域区分 業種区分 ※2 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 ※4										延滞 エクスポージャー ※3	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他 ※1			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	969,995	987,288	439,577	444,105	260,240	272,475	175	210	270,002	270,496	22,598	22,778
国外	117,466	107,365	—	—	117,466	107,365	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,087,462	1,094,654	439,577	444,105	377,706	379,841	175	210	270,002	270,496	22,598	22,778
製造業	93,109	105,239	43,125	42,877	49,770	62,126	—	—	213	234	5,259	5,246
農業、林業	2,587	2,591	2,587	2,591	—	—	—	—	—	—	303	313
漁業	5	4	5	4	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	496	274	296	74	200	200	—	—	—	—	—	—
建設業	46,801	49,007	40,759	43,075	6,042	5,932	—	—	—	—	3,902	3,792
電気・ガス・熱供給・水道業	26,256	24,883	6,333	5,761	19,923	19,121	—	—	—	—	15	17
情報通信業	10,672	9,652	1,062	1,044	9,464	8,461	—	—	146	146	225	183
運輸業、郵便業	24,811	25,206	12,593	13,216	12,113	11,816	—	—	105	173	615	505
卸売業、小売業	41,332	42,861	30,833	30,942	10,469	11,879	—	—	30	40	2,093	1,864
金融業、保険業	281,327	286,077	3,673	3,478	26,025	31,242	175	210	251,452	251,146	6	6
不動産業	74,845	77,616	56,303	59,099	18,521	18,517	—	—	20	—	2,922	3,380
物品賃貸業	3,965	4,060	3,959	4,054	—	—	—	—	6	6	28	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,089	3,249	3,089	3,249	—	—	—	—	—	—	97	90
宿泊業	1,234	1,201	1,234	1,200	—	—	—	—	0	0	206	206
飲食業	5,113	5,083	5,113	5,083	—	—	—	—	—	—	586	602
生活関連サービス業、娯楽業	11,374	12,066	6,288	6,523	5,085	5,472	—	—	0	70	371	606
教育、学習支援業	1,311	1,368	1,311	1,368	—	—	—	—	—	—	90	126
医療、福祉	35,552	37,240	35,552	37,240	—	—	—	—	—	—	3,850	3,766
その他のサービス	21,190	23,650	21,084	23,568	—	—	—	—	105	82	635	635
国・地方公共団体等	140,599	131,998	37,830	34,156	102,624	97,705	—	—	145	137	—	—
個人	126,542	125,499	126,539	125,493	—	—	—	—	2	6	1,388	1,433
上記以外	135,240	125,818	0	0	117,466	107,365	—	—	17,774	18,453	—	—
業種別合計	1,087,462	1,094,654	439,577	444,105	377,706	379,841	175	210	270,002	270,496	22,598	22,778
1年以下	123,540	140,651	51,609	53,624	40,029	46,069	—	19	31,900	40,938		
1年超3年以下	173,508	203,990	28,311	29,212	85,430	109,451	29	110	59,737	65,215		
3年超5年以下	185,954	197,458	38,273	49,295	111,534	111,082	146	81	36,000	37,000		
5年超7年以下	97,813	75,672	53,014	36,839	41,299	35,832	—	—	3,500	3,000		
7年超10年以下	104,266	100,908	51,926	59,265	36,808	28,867	—	—	15,531	12,775		
10年超	312,479	297,498	207,875	206,961	62,603	48,537	—	—	42,000	42,000		
期間の定めのないもの	89,898	78,473	8,567	8,906	—	—	—	—	81,331	69,566		
残存期間別合計	1,087,462	1,094,654	439,577	444,105	377,706	379,841	175	210	270,002	270,496		

※1.「その他」には、現金、預け金、株式、信金中央金庫等出資金、有形固定資産、無形固定資産等を計上しております。

※2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※4.CVAリスクは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、22ページに掲載の「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ※1

単位：百万円

業種区分 ※2	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	871	981	981	843	23	21	849	721	981	843	18	35
農業、林業	21	36	36	34	4	—	17	36	36	34	3	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,128	1,097	1,097	882	2	199	1,122	1,098	1,097	882	9	6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
情報通信業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	18	18	18	20	—	—	18	18	18	20	0	—
卸売業、小売業	230	189	189	180	23	19	207	172	189	180	6	32
金融業、保険業	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
不動産業	261	236	236	244	0	—	258	242	236	244	—	7
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	6	—
宿泊業	10	4	4	4	0	—	10	4	4	4	—	—
飲食業	88	68	68	58	—	5	88	92	68	58	—	22
生活関連サービス業、娯楽業	43	53	53	25	—	—	34	53	53	25	2	—
教育、学習支援業	7	7	7	31	—	—	7	7	7	31	—	—
医療、福祉	270	684	684	696	0	53	269	630	684	696	11	10
その他のサービス	8	10	10	14	2	3	5	12	10	14	2	7
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	73	76	76	90	0	0	85	70	76	90	2	—
合 計	3,039	3,467	3,467	3,126	58	304	2,981	3,163	3,467	3,126	63	122

※1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※2.業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 ※1

単位: 百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	7,782	—	7,782	—	—	0%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	108,812	—	108,812	—	—	0%
外国の中央政府及び 中央銀行向け	1,001	—	1,001	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,252	600	76,252	60	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,004	—	3,004	—	300	10%
我が国の政府関係機関向け	3,893	—	3,893	—	389	10%
地方三公社向け	6,965	—	1,889	—	377	20%
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	290,507	—	290,507	—	67,691	23%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,135	—	8,135	—	1,938	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	264,746	13,884	259,963	1,713	150,713	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	69,645	88,836	64,405	1,832	39,963	60%
トランザクター向け	—	75,649	—	1,084	294	27%
不動産関連向け	159,627	—	158,907	—	80,987	51%
自己居住用不動産等向け	115,970	—	115,722	—	46,365	40%
賃貸用不動産向け	30,983	—	30,708	—	21,694	71%
事業用不動産関連向け	12,673	—	12,476	—	12,927	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150%
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	11,509	72	11,442	6	13,680	119%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,258	—	1,257	—	800	64%
取立未済手形	274	—	274	—	54	20%
信用保証協会等による保証付	50,983	849	50,983	84	3,193	6%
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	644	—	644	—	644	100%
合 計					358,798	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 ※1

単位: 百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	7,672	—	7,672	—	—	0%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	93,711	—	93,711	—	—	0%
外国の中央政府及び 中央銀行向け	1,001	—	1,001	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,906	600	67,906	60	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,002	—	3,002	—	300	10%
我が国の政府関係機関向け	4,400	—	4,400	—	440	10%
地方三公社向け	5,514	—	1,964	—	292	15%
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	303,706	—	303,706	—	69,703	23%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	9,634	—	9,634	—	2,227	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	273,387	14,288	268,386	1,816	150,220	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	75,155	92,486	69,512	1,757	43,285	61%
トランザクター向け	—	75,441	—	1,092	309	28%
不動産関連向け	159,154	—	158,457	—	80,884	51%
自己居住用不動産等向け	114,228	—	113,984	—	45,141	40%
賃貸用不動産向け	31,467	—	31,191	—	22,141	71%
事業用不動産関連向け	13,458	—	13,282	—	13,601	102%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150%
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	12,198	104	12,109	12	15,303	126%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,383	—	1,381	—	743	54%
取立未済手形	222	—	222	—	44	20%
信用保証協会等による保証付	53,747	744	53,747	74	4,012	7%
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	841	—	841	—	1,076	128%
合 計					366,308	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位:百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	7,782	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	108,812	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	3,004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,893	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,889	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	203,419	—	82,682	—	—	—	3	—	—	4,403	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,226	—	3,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	61,810	—	—	—	—	—	—	—	—	94,804	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
不動産関連向け	—	33	—	44,199	2,514	10,710	3	2,086	16	5,295	114	5,239	6,154	—	3,763	5
自己居住用不動産等向け	—	33	—	44,199	2,514	6,753	3	—	16	5,295	—	—	6,154	—	—	5
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,956	—	2,086	—	—	114	5,239	—	—	3,763	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,387	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	19,132	31,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,041	38,867	—	311,593	2,514	93,392	3	2,086	16	5,298	114	6,324	106,748	—	3,763	5

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,782
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108,812
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,312
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,004
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,893
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,889
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290,507
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,336
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	16,427	—	66,029	—	—	21,116	—	—	—	—	200	—	—	—	260,387
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	64,884	—	—	—	—	1,555	—	—	—	—	—	—	—	—	67,524
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084
不動産関連向け	51,347	4,821	—	—	2,517	—	—	10,805	8,771	—	—	510	—	—	—	158,911
自己居住用不動産等向け	50,387	362	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115,725
賃貸用不動産向け	—	4,459	—	—	—	—	—	10,805	—	—	—	282	—	—	—	30,708
事業用不動産関連向け	960	—	—	—	2,517	—	—	—	8,771	—	—	227	—	—	—	12,476
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3,238	—	—	—	—	6,824	—	—	—	11,449
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,257	—	—	—	—	—	—	—	—	1,257
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	274
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,068
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	644	—	—	644
合計	51,347	86,133	—	66,029	2,517	—	27,167	10,805	8,771	—	—	7,534	644	—	—	1,044,721

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位:百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	7,672	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	93,711	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,966	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	3,002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	4,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	500	—	—	1,463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	221,491	—	78,507	—	—	—	3	—	—	3,703	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,624	—	3,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	72,664	—	—	—	—	—	—	—	—	99,187	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	41	—	17,831	—	—	—	—	—	—	—	364	1,171	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	727	—	—	—	—	—	—	—	364	—	—	—	—
不動産関連向け	—	378	—	45,850	2,117	10,151	—	2,101	40	4,555	100	5,446	33,347	—	3,755	—
自己居住用不動産等向け	—	371	—	45,850	2,117	6,247	—	—	40	4,555	—	—	33,347	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	6	—	—	—	3,903	—	2,101	—	—	100	5,446	—	—	3,755	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	30	—	107	—	—	—	—	—	—	—	—	460	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	25	—	290	—	—	—	—	—	—	—	—	766	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	222	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	13,697	40,124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	184,549	48,003	—	359,922	2,117	88,658	—	2,101	40	4,558	100	5,811	138,636	—	3,755	—

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,672
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,711
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67,966
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,002
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,400
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,964
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	303,706
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,634
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	10,824	—	64,009	—	—	23,316	—	—	—	—	200	—	—	—	270,202
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	51,583	—	—	—	—	276	—	—	—	—	—	—	—	—	71,270
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,092
不動産関連向け	22,987	4,278	—	—	2,045	—	—	11,455	9,574	—	—	269	—	—	—	158,457
自己居住用不動産等向け	21,406	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113,984
賃貸用不動産向け	—	4,231	—	—	—	—	—	11,455	—	—	—	188	—	—	—	31,191
事業用不動産関連向け	1,581	—	—	—	2,045	—	—	—	9,574	—	—	81	—	—	—	13,282
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	4,472	—	—	—	—	7,050	—	—	—	12,121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	1,381
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	222
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,821
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	841	—	—	841
合計	22,987	66,686	—	64,009	2,045	—	28,366	11,455	9,574	—	—	7,520	841	—	—	1,051,746

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円、%

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	683,550	11,547	10.00	679,405
40%～70%	174,571	67,951	10.00	174,645
75%	72,909	10,682	12.00	68,795
80%	—	—	—	—
85%	67,721	5,361	16.00	65,866
90%～100%	30,625	8,681	10.00	28,627
105%～130%	19,652	—	—	19,577
150%	7,235	17	10.00	7,159
250%	644	—	—	644
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,056,910	104,242	11.00	1,044,721

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

単位:百万円、%

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	688,058	11,126	10.092	685,394
40%～70%	175,800	68,195	10.000	175,850
75%	71,875	14,387	10.874	66,686
80%	—	—	—	—
85%	65,837	5,294	17.707	64,009
90%～100%	31,861	9,168	10.169	30,412
105%～130%	21,127	—	—	21,030
150%	7,603	50	14.549	7,520
250%	841	—	—	841
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,063,006	108,223	10.519	1,051,746

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ※1

単位:百万円

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		11,459	11,533	147,273	150,765	—	—
①ソブリン向け※2		—	—	5,075	4,050	—	—
②金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		1,175	1,032	6,581	7,290	—	—
④中堅中小企業等向け及び個人向け		9,526	10,311	56,076	59,261	—	—
⑤自己居住用不動産等向け		19	10	71,582	72,528	—	—
⑥賃貸用不動産向け		42	47	20	71	—	—
⑦事業用不動産関連向け		18	26	21	19	—	—
⑧延滞債権等		24	24	7,714	7,341	—	—
⑨その他		653	80	201	202	—	—

※1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

※2.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内の自己資本比率規制においてソブリンとして扱われているもの）、信用保証協会等のことです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単位: 百万円

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	△10	△18

単位: 百万円

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
派生商品取引合計	175	210	175	210
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	175	210	175	210
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	175	210	175	210

単位: 百万円

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	1,758	2,109	—	—

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合は該当ありません。

ロ. 投資家の場合

証券化エクスポージャーに関する投資家の場合は該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ※1

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

単位: 百万円

区 分※2	その他有価証券で時価のあるもの									
	取得原価		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
上場株式等	388	589	434	744	46	154	63	165	17	10
非上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	388	589	434	744	46	154	63	165	17	10

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。

※2. 売買目的有価証券は該当ありません。

単位: 百万円

区 分	その他有価証券で時価のないもの等	
	貸借対照表計上額	
	令和6年度	令和7年度
上場株式等	—	—
非上場株式等 ※3	5,639	5,636
合 計	5,639	5,636

※3. 非上場株式等には、非上場株式、子会社・子法人等株式、信金中央金庫出資金及び非上場出資等を計上しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	売却益		売却損		償却	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
出資等又は株式等エクスポージャー	38	20	30	—	—	—

株式等売却益(株式の売却益+ETF売却益)

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,030	13,996
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

単位:百万円

IRRBB1:金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和8年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末	令和7年3月末
1	上方パラレルシフト	16,850	21,232	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,197	415
3	スティープ化	12,730	16,420		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,850	21,232	1,197	415
		ホ		ヘ	
		令和8年3月末		令和7年3月末	
8	自己資本の額	36,457		35,418	

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ.連結会計年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項 目	令和6年度 (第80期)	令和7年度 (第81期)
①コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,201	37,209
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,272	12,228
うち、利益剰余金の額	24,243	25,353
うち、外部流出予定額(△)	175	253
うち、上記以外に該当するものの額	△ 138	△ 119
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,013	982
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,013	982
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,215	38,191
②コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	212	143
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	212	143
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,580	1,583
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,792	1,727
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)＝(ハ)	35,422	36,464
③リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	399,838	408,825
資産(オン・バランス)項目	397,472	406,423
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目	2,320	2,366
CVAリスク相当額を十パーセントで除して得た額	46	35
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	17,459	18,572
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	417,298	427,397
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.48%	8.53%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項(連結)

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	399,838	15,993	408,825	16,353
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	377,819	15,112	386,233	15,449
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	300	12	300	12
我が国の政府関係機関向け	389	15	440	17
地方三公社向け	377	15	292	11
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,691	2,707	69,703	2,788
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,938	77	2,227	89
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	150,713	6,028	150,220	6,008
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,963	1,598	43,285	1,731
トランザクター向け	294	11	309	12
不動産関連向け	80,987	3,239	80,884	3,235
自己居住用不動産等向け	46,365	1,854	45,141	1,805
賃貸用不動産向け	21,694	867	22,141	885
事業用不動産関連向け	12,927	517	13,601	544
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	0	0
延滞等向け ※3 (自己居住用不動産等向けを除く。)	13,680	547	15,303	612
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	800	32	743	29
取立未済手形	54	2	44	1
信用保証協会等による保証付	3,193	127	4,012	160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	614	24	1,038	41
上記以外	19,050	762	19,963	798
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,147	325	7,991	319
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,068	82	2,538	101
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,834	353	9,433	377
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,973	878	22,556	902
「ルック・スルー方式」	21,973	878	22,556	902
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	46	1	35	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額 ※5	17,459	698	18,572	742
BI	11,639		12,381	
BIC	1,396		1,485	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	417,298	16,691	427,397	17,095

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%

※2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

※3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

※5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

※6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

単位:百万円

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 ※2 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高 ※4										延滞 エクスポージャー ※3	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他 ※1			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内		969,966	987,259	439,577	444,105	260,240	272,475	175	210	269,972	270,467	22,598	22,778
国外		117,466	107,365	—	—	117,466	107,365	—	—	—	—	—	—
地域別合計		1,087,433	1,094,625	439,577	444,105	377,706	379,841	175	210	269,972	270,467	22,598	22,778
製造業		93,109	105,239	43,125	42,877	49,770	62,126	—	—	213	234	5,259	5,246
農業、林業		2,587	2,591	2,587	2,591	—	—	—	—	—	—	303	313
漁業		5	4	5	4	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		496	274	296	74	200	200	—	—	—	—	—	—
建設業		46,801	49,007	40,759	43,075	6,042	5,932	—	—	—	—	3,902	3,792
電気・ガス・熱供給・水道業		26,256	24,883	6,333	5,761	19,923	19,121	—	—	—	—	15	17
情報通信業		10,672	9,652	1,062	1,044	9,464	8,461	—	—	146	146	225	183
運輸業、郵便業		24,811	25,206	12,593	13,216	12,113	11,816	—	—	105	173	615	505
卸売業、小売業		41,332	42,861	30,833	30,942	10,469	11,879	—	—	30	40	2,093	1,864
金融業、保険業		281,298	286,031	3,673	3,478	26,025	31,242	175	210	251,423	251,100	6	6
不動産業		74,845	77,616	56,303	59,099	18,521	18,517	—	—	20	—	2,922	3,380
物品賃貸業		3,965	4,081	3,959	4,054	—	—	—	—	6	27	28	—
学術研究、専門・技術サービス業		3,089	3,249	3,089	3,249	—	—	—	—	—	—	97	90
宿泊業		1,234	1,201	1,234	1,200	—	—	—	—	0	0	206	206
飲食業		5,113	5,083	5,113	5,083	—	—	—	—	—	—	586	602
生活関連サービス業、娯楽業		11,374	12,066	6,288	6,523	5,085	5,472	—	—	0	70	371	606
教育、学習支援業		1,311	1,368	1,311	1,368	—	—	—	—	—	—	90	126
医療、福祉		35,552	37,240	35,552	37,240	—	—	—	—	—	—	3,850	3,766
その他のサービス		21,190	23,650	21,084	23,568	—	—	—	—	105	82	635	635
国・地方公共団体等		140,599	131,994	37,830	34,156	102,624	97,705	—	—	145	132	—	—
個人		126,542	125,499	126,539	125,493	—	—	—	—	2	6	1,388	1,433
上記以外		135,241	125,819	0	0	117,466	107,365	—	—	17,774	18,453	—	—
業種別合計		1,087,433	1,094,625	439,577	444,105	377,706	379,841	175	210	269,972	270,467	22,598	22,778
1年以下		123,540	140,651	51,609	53,624	40,029	46,069	—	19	31,901	40,938		
1年超3年以下		173,508	203,990	28,311	29,212	85,430	109,451	29	110	59,737	65,215		
3年超5年以下		185,954	197,458	38,273	49,295	111,534	111,082	146	81	36,000	37,000		
5年超7年以下		97,813	75,672	53,014	36,839	41,299	35,832	—	—	3,500	3,000		
7年超10年以下		104,266	100,908	51,926	59,265	36,808	28,867	—	—	15,531	12,775		
10年超		312,479	297,498	207,875	206,961	62,603	48,537	—	—	42,000	42,000		
期間の定めのないもの		89,869	78,444	8,567	8,906	—	—	—	—	81,302	69,537		
残存期間別合計		1,087,433	1,094,625	439,577	444,105	377,706	379,841	175	210	269,972	270,467		

※1.「その他」には、現金、預け金、株式、信金中央金庫等出資金、有形固定資産、無形固定資産等を計上しております。

※2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※4. CVAリスクは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における事業年度の開示項目と同額です。(22ページを参照ください。)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単体における事業年度の開示項目と同額です。(40ページを参照ください。)

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 ※1

単位: 百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	7,782	—	7,782	—	—	0%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	108,812	—	108,812	—	—	0%
外国の中央政府及び 中央銀行向け	1,001	—	1,001	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,252	600	76,252	60	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,004	—	3,004	—	300	10%
我が国の政府関係機関向け	3,893	—	3,893	—	389	10%
地方三公社向け	6,965	—	1,889	—	377	20%
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	290,507	—	290,507	—	67,691	23%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,135	—	8,135	—	1,938	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	264,746	13,884	259,963	1,713	150,713	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	69,645	88,836	64,405	1,832	39,963	60%
トランザクター向け	—	75,649	—	1,084	294	27%
不動産関連向け	159,627	—	158,907	—	80,987	51%
自己居住用不動産等向け	115,970	—	115,722	—	46,365	40%
賃貸用不動産向け	30,983	—	30,708	—	21,694	71%
事業用不動産関連向け	12,673	—	12,476	—	12,927	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150%
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	11,509	72	11,442	6	13,680	119%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,258	—	1,257	—	800	64%
取立未済手形	274	—	274	—	54	20%
信用保証協会等による保証付	50,983	849	50,983	84	3,193	6%
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	614	—	614	—	614	100%
合 計					358,768	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 ※1

単位: 百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	7,672	—	7,672	—	—	0%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	93,711	—	93,711	—	—	0%
外国の中央政府及び 中央銀行向け	1,001	—	1,001	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,906	600	67,906	60	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,002	—	3,002	—	300	10%
我が国の政府関係機関向け	4,400	—	4,400	—	440	10%
地方三公社向け	5,514	—	1,964	—	292	15%
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	303,706	—	303,706	—	69,703	23%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	9,634	—	9,634	—	2,227	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	273,387	14,288	268,386	1,816	150,220	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	75,155	92,486	69,512	1,757	43,285	61%
トランザクター向け	—	75,441	—	1,092	309	28%
不動産関連向け	159,154	—	158,457	—	80,884	51%
自己居住用不動産等向け	114,228	—	113,984	—	45,141	40%
賃貸用不動産向け	31,467	—	31,191	—	22,141	71%
事業用不動産関連向け	13,458	—	13,282	—	13,601	102%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150%
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	12,198	104	12,109	12	15,303	126%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,383	—	1,381	—	743	54%
取立未済手形	222	—	222	—	44	20%
信用保証協会等による保証付	53,747	744	53,747	74	4,012	7%
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	811	—	811	—	1,038	128%
合 計					366,270	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位:百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	7,782	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	108,812	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	3,004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,893	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,889	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	203,419	—	82,682	—	—	—	3	—	—	4,403	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,226	—	3,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	61,810	—	—	—	—	—	—	—	—	94,804	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
不動産関連向け	—	33	—	44,199	2,514	10,710	3	2,086	16	5,295	114	5,239	6,154	—	3,763	5
自己居住用不動産等向け	—	33	—	44,199	2,514	6,753	3	—	16	5,295	—	—	6,154	—	—	5
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,956	—	2,086	—	—	114	5,239	—	—	3,763	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,387	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	19,132	31,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,041	38,867	—	311,593	2,514	93,392	3	2,086	16	5,298	114	6,324	106,748	—	3,763	5

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,782
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108,812
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,312
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,004
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,893
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,889
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290,507
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,336
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	16,427	—	66,029	—	—	21,116	—	—	—	—	200	—	—	—	260,387
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	64,884	—	—	—	—	1,555	—	—	—	—	—	—	—	—	67,524
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084
不動産関連向け	51,347	4,821	—	—	2,517	—	—	10,805	8,771	—	—	510	—	—	—	158,911
自己居住用不動産等向け	50,387	362	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115,725
賃貸用不動産向け	—	4,459	—	—	—	—	—	10,805	—	—	—	282	—	—	—	30,708
事業用不動産関連向け	960	—	—	—	2,517	—	—	—	8,771	—	—	227	—	—	—	12,476
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3,238	—	—	—	—	6,824	—	—	—	11,449
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,257	—	—	—	—	—	—	—	—	1,257
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	274
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,068
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	614	—	—	614
合計	51,347	86,133	—	66,029	2,517	—	27,167	10,805	8,771	—	—	7,534	614	—	—	1,044,691

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位:百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	7,672	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	93,711	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,966	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	3,002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	4,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	500	—	—	1,463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	221,491	—	78,507	—	—	—	3	—	—	3,703	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,624	—	3,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	72,664	—	—	—	—	—	—	—	—	99,187	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	41	—	17,831	—	—	—	—	—	—	—	364	1,171	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	727	—	—	—	—	—	—	—	364	—	—	—	—
不動産関連向け	—	378	—	45,850	2,117	10,151	—	2,101	40	4,555	100	5,446	33,347	—	3,755	—
自己居住用不動産等向け	—	371	—	45,850	2,117	6,247	—	—	40	4,555	—	—	33,347	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	6	—	—	—	3,903	—	2,101	—	—	100	5,446	—	—	3,755	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	30	—	107	—	—	—	—	—	—	—	—	460	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	25	—	290	—	—	—	—	—	—	—	—	766	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	222	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	13,697	40,124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	184,549	48,003	—	359,922	2,117	88,658	—	2,101	40	4,558	100	5,811	138,636	—	3,755	—

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,672
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,711
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67,966
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,002
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,400
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,964
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	303,706
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,634
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	10,824	—	64,009	—	—	23,316	—	—	—	—	200	—	—	—	270,202
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	51,583	—	—	—	—	276	—	—	—	—	—	—	—	—	71,270
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,092
不動産関連向け	22,987	4,278	—	—	2,045	—	—	11,455	9,574	—	—	269	—	—	—	158,457
自己居住用不動産等向け	21,406	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113,984
賃貸用不動産向け	—	4,231	—	—	—	—	—	11,455	—	—	—	188	—	—	—	31,191
事業用不動産関連向け	1,581	—	—	—	2,045	—	—	—	9,574	—	—	81	—	—	—	13,282
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	4,472	—	—	—	—	7,050	—	—	—	12,121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	1,381
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	222
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,821
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	811	—	—	811
合計	22,987	66,686	—	64,009	2,045	—	28,366	11,455	9,574	—	—	7,520	811	—	—	1,051,716

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円、%

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	683,550	11,547	10.00	679,405
40%～70%	174,571	67,951	10.00	174,645
75%	72,909	10,682	12.00	68,795
80%	—	—	—	—
85%	67,721	5,361	16.00	65,866
90%～100%	30,625	8,681	10.00	28,627
105%～130%	19,652	—	—	19,577
150%	7,235	17	10.00	7,159
250%	614	—	—	614
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,056,880	104,242	11.00	1,044,691

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

単位:百万円、%

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	688,058	11,126	10.092	685,394
40%～70%	175,800	68,195	10.000	175,850
75%	71,875	14,387	10.874	66,686
80%	—	—	—	—
85%	65,837	5,294	17.707	64,009
90%～100%	31,861	9,168	10.169	30,412
105%～130%	21,127	—	—	21,030
150%	7,603	50	14.549	7,520
250%	811	—	—	811
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,062,977	108,223	10.519	1,051,716

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(48ページを参照ください。)

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(49ページを参照ください。)

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(49ページを参照ください。)

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額及び時価等

「その他有価証券で時価のあるもの」については、単体における事業年度の開示項目と同額です。(49ページを参照ください。)
なお、「その他有価証券で時価のないもの等」については、下表のとおりです。

区 分	単位:百万円	
	その他有価証券で時価のないもの等	
	連結貸借対照表計上額	
	令和6年度	令和7年度
上場株式等	—	—
非上場株式等※1	5,609	5,606
合 計	5,609	5,606

※1.非上場株式等には非上場株式、信金中央金庫出資金及び非上場出資等を計上しております。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
単体における事業年度の開示項目と同額です。(50ページを参照ください。)

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(50ページを参照ください。)

(9) 金利リスクに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(50ページを参照ください。)

金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金など	5. 社債受託業務 私募債など
2. 貸出業務 (1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越 (2) 手形割引、電子記録債権割引 銀行引受手形、商業手形、電子記録債権など	6. 付随業務 (1) 代理業務 ① 日本銀行歳入代理店 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 信託等の代理店業務 ④ 信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの代理貸付業務 (2) 貸金庫業務 (3) 債務保証 (4) 公社債の引受 (5) 国債等公社債及び投資信託の窓口販売 (6) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集） (7) 電子記録債権業務 (8) 確定拠出年金運営管理業務
3. 有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資	
4. 内国為替 振込、代金取立など	

金庫のあゆみ

大 正	
1925(14年) 6月 ● 有限責任富岡信用組合創立地域産業・経済の振興および相互扶助の精神を基本に世話人 荻塚次郎氏ほか18名の有志により設立	
昭 和	
1937(12年) 4月 ● 保証責任富岡信用組合に改組	1958(33年) 11月 ● 吉野三郎、理事長に就任(第六代)
1945(20年) 4月 ● 市街地信用組合法に基づき「富岡信用組合」に改組	1973(48年) 2月 ● 日本銀行との取引を開始
1950(25年) 7月 ● 富岡町指定金融機関として出納業務取り扱い開始	1985(60年) 12月 ● 渡辺文二、理事長に就任(第七代)
1951(26年) 10月 ● 信用金庫法に基づき「甘楽郡信用金庫」に組織変更	
平 成	
1993(5年) 7月 ● 新企業理念・2001年ビジョンを発表	2014(26年) 7月 ● 地場産業応援ファンド絹の里の取り扱い開始 富岡製糸場の保護活動支援に、富岡市に1,000万円を寄付
1994(6年) 4月 ● 「かんら信用金庫」に名称変更、新しいシンボルマークを発表 5月 ● 横山昇一、理事長に就任(第八代)	2015(27年) 6月 ● 信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞 ● しなのめ信用金庫 創立90周年
1995(7年) 4月 ● 新人事制度スタート	2016(28年) 1月 ● 「上野三碑世界記憶遺産登録推進サポーター」に登録 6月 ● 会長に瀬下信、第十代理事長に横山慶一が就任
2001(13年) 4月 ● コンプライアンス新体制実施	2017(29年) 4月 ● しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取り扱いを開始
2003(15年) 3月 ● 当金庫創立75周年記念事業の一環として歌人・吉野秀雄の遺墨を富岡市に寄贈 8月 ● リレーションシップバンキングの機能強化計画を策定	10月 ● スマートフォン向け「口座開設アプリ」の取り扱いを開始 11月 ● しなのめ信用金庫合併10周年
2004(16年) 1月 ● インターネットバンキング取り扱い開始	2018(30年) 4月 ● 公式アプリ「アプリバンキング」の取り扱いを開始 7月 ● 「上信電鉄沿線 まちの編集社」を創設
2007(19年) 11月 ● 合併により「しなのめ信用金庫」発足	2019(31年) 2月 ● 「健康経営宣言」を制定 4月 ● 地域の魅力を発信するウェブメディア「つくひ」を公開
2010(22年) 8月 ● 会長に横山昇一、第九代理事長に瀬下信が就任	
2012(24年) 11月 ● 中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定される	
2013(25年) 9月 ● 当金庫地場産業研究委員会において「農業の課題と可能性」研究成果レポートを公表 ● 地域プラットフォーム ※「シルクカントリープラットフォーム」を設立	
2014(26年) 6月 ● 世界遺産の保護活動支援等に、群馬県と富岡製糸場と絹産業遺産群が所在する、富岡市、伊勢崎市、藤岡市、下仁田町に合計1,500万円を寄付	
令 和	
2019(元年) 11月 ● 通帳レス口座の取り扱いを開始	2023(5年) 5月 ● 事業承継ファンド「しなのめサライズファンド」設立 9月 ● ことら送金の取り扱い開始
2020(2年) 3月 ● しなのめ信用金庫公式アプリのリニューアルを実施 ● 県内4金融機関による「M&Aに係る業務提携契約」を締結 ● 新型コロナウイルス対応特別融資の取り扱いを開始 10月 ● 個人総合相談プラザ「ha na soh(はなそう)」を総社吉岡支店に開設	2024(6年) 2月 ● 片貝支店新築移転オープン 3月 ● 群馬県内4金融機関にて相続業務共通化を発表 4月 ● ビジネスカジュアルを導入 ● 創立100周年記念事業をスタート 5月 ● 「前橋まちなか活性化の取組みに関する連携協定」締結 7月 ● 「電子契約サービス」取り扱いを開始
2021(3年) 3月 ● 「前橋まちなかまちづくりファンド」を設立 7月 ● 第1回ぐんまテックブラングランプリの開催 11月 ● 個人総合相談プラザ高崎「ha na soh(はなそう)」開設 12月 ● 日本政策金融公庫と協調融資商品「しなのめ信金SDGsソーシャルビジネス支援資金」の取り扱いを開始	2025(7年) 1月 ● 県内金融機関との「相続手続き共通化」の拡大 6月 ● 信用金庫の日(募金活動) ● 若宮支店のリニューアルオープン ● 「しなのめ信用金庫 創立100周年記念式典」の開催 ● 第80期通常総代会開催 11月 ● 上半期決算概要を公表 ● 「富岡まちづくりアワード2025」開催 12月 ● 信用保証協会 保証審査の電子申請を開始
2022(4年) 2月 ● 地方創生支援事業「上信電鉄沿線まちの編集社」による連作ポスター・ブックレットの制作 5月 ● 群馬銀行との店舗外ATMの共同化 9月 ● 前橋営業部リニューアルオープン ● 公式ホームページリニューアル 10月 ● 「しなのめ信金SDGs宣言サポート」取り扱いを開始 ● 「しなのめ未来創造ファンド」設立	2026(8年) 2月 ● 「上毛電気鉄道沿線ポスター制作プロジェクト」の実施 3月 ● 「群馬サステナブル観光ファンド」に対するLP出資の実施
2023(5年) 3月 ● 投資専門子会社「しなのめキャピタル株式会社」開業	

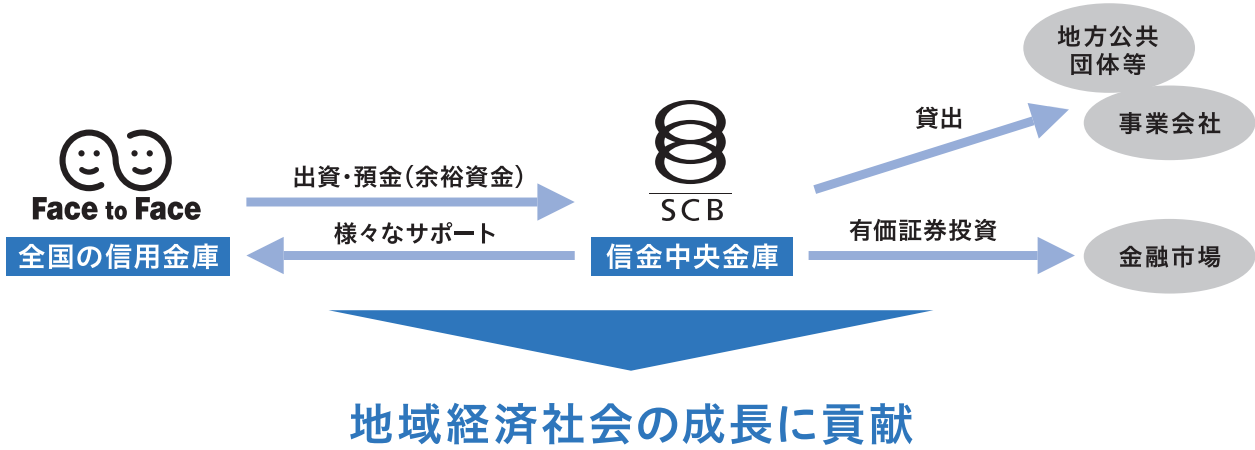
信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

信金中金は、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付(2026年3月末現在)

格付会社	長 期	アウトルック	短 期
ムーディーズ	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	ポジティブ	－
日本格付研究所	AA	安定的	－

グループ紹介

信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。

証券業務 しんきん証券(株) 信金インターナショナル(株)	投資運用業務 しんきんアセットマネジメント投信(株)
地域商社業務 しんきん地域創生ネットワーク(株)	投資・M&A仲介業務 信金キャピタル(株)
海外ビジネス支援業務 信金シンガポール(株)	データ処理の受託業務等 (株)しんきん情報システムセンター
消費者信用保証業務 信金ギャランティ(株)	事務処理の受託業務等 信金中金ビジネス(株)

開示項目一覧

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

I. 単体（信用金庫法施行規則第132条に定める開示項目）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- イ) 事業の組織 9
- ロ) 理事及び監事の氏名及び役職名 9
- ハ) 事業所の名称及び所在地（店舗一覧） 66
- ニ) 当該金庫を所属信用金庫とする
信用金庫代理業者に関する事項 該当なし

2. 金庫の主要な事業の内容 63

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- イ) 直近の事業年度における事業の概況 2
- ロ) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 19
 - (1) 経常収益 19
 - (2) 経常利益又は経常損失 19
 - (3) 当期純利益又は当期純損失 19
 - (4) 出資総額及び出資総口数 19
 - (5) 純資産額 19
 - (6) 総資産額 19
 - (7) 預金積金残高 19
 - (8) 貸出金残高 19
 - (9) 有価証券残高 19
 - (10) 単体自己資本比率 19
 - (11) 出資に対する配当金 19
 - (12) 職員数 19
- ハ) 直近の2事業年度における事業の状況
・主要な業務の状況を示す指標
 - (1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 19
 - (2) 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他業務収支 19
 - (3) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利ざや 20
 - (4) 受取利息及び支払利息の増減 20
 - (5) 総資産経常利益率 20
 - (6) 総資産当期純利益率 20
- ・預金に関する指標
 - (1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の
預金の平均残高 21
 - (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 21
- ・貸出金等に関する指標
 - (1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の
平均残高 21
 - (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 21
 - (3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 22
 - (4) 使途別の貸出金残高 21
 - (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 22
 - (6) 預貸率の期末値及び期中平均値 20
- ・有価証券に関する指標
 - (1) 商品有価証券の種類別の平均残高 該当なし
 - (2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高 23
 - (3) 有価証券の種類別の平均残高 23
 - (4) 預証率の期末値及び期中平均値 20

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- イ) リスク管理の体制 3
- ロ) 法令遵守の体制 4

- ハ) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組みの状況 6～8

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- イ) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 13～14
注記 15～18
- ロ) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
(1) から(4) に掲げるものの合計額
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 26
 - (2) 危険債権 26
 - (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ） 26
 - (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 26
 - (5) 正常債権 26
- ハ) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に
定める事項 34
- ニ) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
 - (1) 有価証券 24
 - (2) 金銭の信託 24
 - (3) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
（デリバティブ取引関係） 25
- ホ) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 22
- ヘ) 貸出金償却の額 22
- ト) 貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金
処理計算書について会計監査人の監査を受けている旨 14

6. バーゼルⅢ第3の柱による開示 34～50

II. 連結（信用金庫法施行規則第133条に定める開示項目）

1. 金庫及びその子会社の概況に関する事項

- イ) 金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成 27
- ロ) 金庫の子会社に関する事項 27

2. 金庫及びその子会社の主要な事業に関する事項

- イ) 直近の事業年度における事業の概況 27
- ロ) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 27

3. 金庫及びその子会社の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- イ) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び
連結剰余金計算書 28～29
注記 30～33
- ロ) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
(1) から(4) に掲げるものの合計額
 - (1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 26
 - (2) 危険債権 26
 - (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ） 26
 - (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 26
 - (5) 正常債権 26
- ハ) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が
別にさだめる事項 51～62
- ニ) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる
場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常
収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出
したもの 27

4. 報酬等に関する事項 27

店舗のご案内

業務を行う地区一覧（令和8年3月31日現在）

群馬県	埼玉県	長野県
富岡市	甘楽郡	佐久市
前橋市	多野郡	北佐久郡軽井沢町
高崎市	北群馬郡	
藤岡市	佐波郡	
安中市		
伊勢崎市		
桐生市		
太田市		
みどり市		
渋川市		

自動機設置台数（令和8年3月31日現在）

ATM(自動入出金機)	118
自動両替機	8

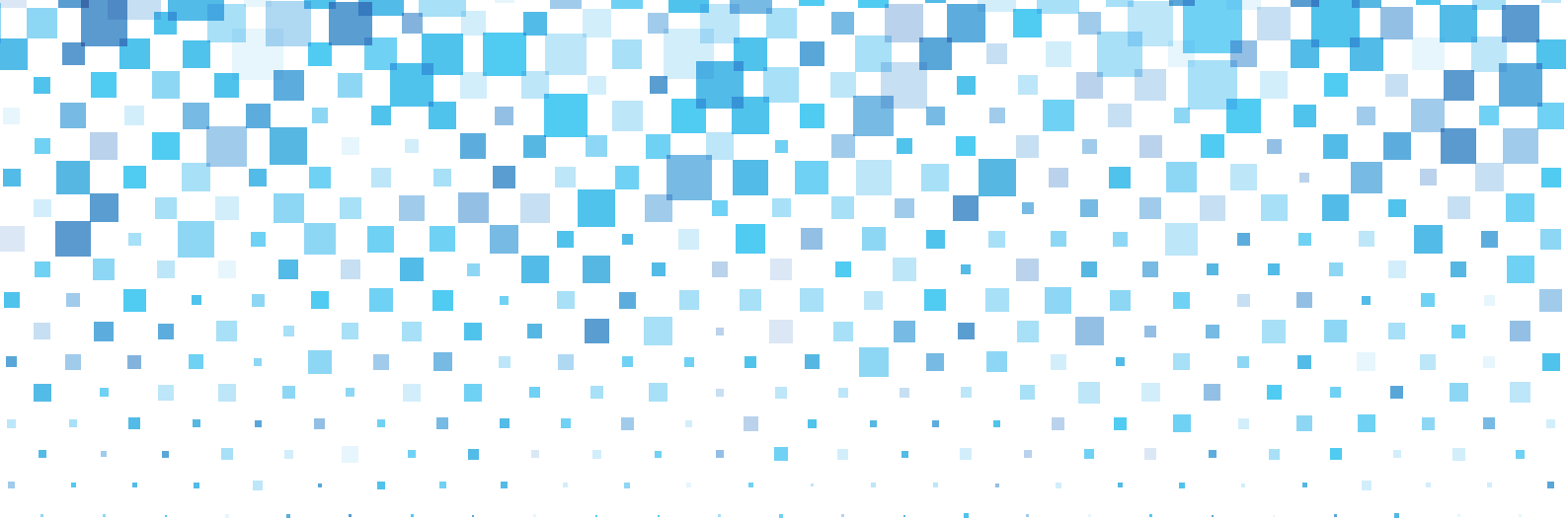
店舗一覧（令和8年5月31日現在）

地区	店舗番号	店舗名	電話番号	所在地
甘楽富岡地区	012	本店営業部	0274-62-3111	富岡市富岡1123
	022	七日市支店(本店営業部内)		
	013	下仁田支店	0274-82-2255	甘楽郡下仁田町大字下仁田370-1
	018	南牧支店(下仁田支店内)		
	015	一ノ宮支店	0274-63-2045	富岡市一ノ宮1381
	016	小幡支店	0274-74-2231	甘楽郡甘楽町大字小幡285-3
多野藤岡地区	024	富岡東支店	0274-64-0591	富岡市富岡1218-6
	026	高瀬支店	0274-62-3675	富岡市中高瀬553-1
	029	大塚支店	0274-22-6701	藤岡市上大塚375-1
	035	藤岡営業部	0274-22-1411	藤岡市藤岡922-4
	036	鬼石支店	0274-52-2626	藤岡市鬼石277-2
地安中	040	藤岡東支店	0274-23-8800	藤岡市藤岡1-1
	042	藤岡市役所出張所	0274-24-1035	藤岡市中栗須327
	017	安中支店	027-382-1515	安中市安中2-2-39
高崎地区	025	原市支店(安中支店内)		
	014	吉井支店	027-387-2811	高崎市吉井町吉井148-3
	019	高崎支店	027-326-5311	高崎市上中居町58
	056	高崎東支店(高崎支店内)		
	020	六郷支店	027-362-2727	高崎市下小島町304-1
	021	石原支店	027-327-3035	高崎市石原町3312-1
	027	剣崎支店	027-344-3111	高崎市剣崎町1154-1
	030	倉賀野支店	027-347-0011	高崎市倉賀野町441-1
	034	井野支店	027-361-2828	高崎市井野町1121-4
	038	新町支店	0274-42-1105	高崎市新町2139-6
前橋地区	053	中泉支店	027-373-1111	高崎市中泉町667-1
	032	群馬町支店(中泉支店内)		
	046	前橋営業部	027-230-9100	前橋市千代田町2-3-12
	047	岩神町支店(前橋営業部内)		
	049	天大支店	027-243-4111	前橋市文京町4-20-20
	052	芳賀支店	027-269-6821	前橋市高花台1-9-5
	054	前橋南支店	027-224-1085	前橋市南町4-32-18
	055	片貝支店	027-243-3971	前橋市西片貝町5-18-35
	057	新前橋支店	027-253-2411	前橋市古市町228-2
	058	駒形支店	027-266-2811	前橋市駒形町1051-1
	068	山王支店(駒形支店内)		
	062	大胡営業部	027-283-3111	前橋市大胡町34
	060	宮城支店(大胡営業部内)		
	067	若宮支店	027-231-1581	前橋市若宮町4-18-13
	069	城南支店	027-268-2121	前橋市二之宮町1250-3
	070	小出支店	027-232-1321	前橋市上小出町31-13
	071	亀泉支店	027-269-8686	前橋市亀泉町271-5
	072	富士見支店	027-288-8000	前橋市富士見町小暮1606-7
	073	前橋西支店	027-253-4141	前橋市元総社町2474-1
	048	石倉支店(前橋西支店内)		
伊勢崎桐生地区	075	総社吉岡支店	0279-55-6262	北群馬郡吉岡町大字大久保901-1
	051	伊勢崎支店	0270-23-1811	伊勢崎市今泉町2-946-13
	061	藪塚支店	0277-78-3211	太田市大原町658-1
	063	大間々支店	0277-73-1801	みどり市大間々町大間々928-2
	059	新里支店(大間々支店内)		
地埼玉	065	桐生支店	0277-52-5811	桐生市相生町1-321-11
	039	本庄支店	0495-21-2222	埼玉県本庄市駅南1-13-10
	044	上里支店	0495-33-8800	埼玉県児玉郡上里町大字七本木3267-1

ATM一覧（令和8年5月31日現在）

地区	出張所名
甘楽富岡地区	富岡市役所出張所
	TRIAL Smart富岡バイパス店出張所
	富岡下高尾共同出張所
	ベシニア富岡店出張所
	南蛇井出張所
	カインズSuc富岡甘楽店出張所
多野藤岡地区	フォリオ富岡出張所
	七日市出張所
	ドン・キホーテUNY藤岡出張所
	藤岡東ショッピングセンター出張所
	藤岡市役所出張所
地安中	フレズボ藤岡出張所
	上野村共同出張所
	万場共同出張所
	セキチュー安中店出張所
高崎地区	ベシニア安中店出張所
	ベシニア吉井店出張所
	高崎市役所共同出張所
	高崎オーバ出張所
前橋地区	並横出張所
	高崎東出張所
	岩神町出張所
	石倉出張所
	前橋市役所出張所
	群馬大学附属病院共同出張所
	ベルク前橋大島店出張所
	けやきウォーク前橋出張所
	フレッシュイイ貝店出張所
	フレッシュイイ大根店出張所
	カインズホーム大胡店出張所
	ショッピングセンターアイム出張所
	ベシニア前橋おおごモール出張所
	ヤオコー前橋日吉店出張所
	ガーデン前橋出張所
	川原出張所
	ベシニア前橋モール出張所
桐伊勢崎地区	ベシニア前橋ふじみモール出張所
	前橋問屋センター出張所
	ベシニア前橋岩神店共同出張所
	カインズ前橋小島田店出張所
	宮城共同出張所
山王出張所	山王出張所
	ベシニア伊勢崎スーパーモール出張所
	ベシニア新里店出張所
さくらもーる出張所	さくらもーる出張所

※宮城共同出張所以外の共同出張所は入金・通帳記帳はできません。



夢を語ろう、手をつなごう。

しののめ信用金庫

【本店営業部】群馬県富岡市富岡1123

【本部】群馬県高崎市上中居町58